多久市環境基本計画

人が育み、人が育てる みどりと笑顔と活気あふれる 文教のまち 多久



西溪公園

多久市

多久市環境基本計画の策定にあたって

宇宙空間に浮かぶ私たちの星、地球。母なる地球は、いまこの瞬間も秒速30kmの速度で太陽の周りを回っています。そして、太陽は、太陽系惑星をひきつれ、秒速20kmの速度でヘラクレス星団をめがけて走っているそうです。

豊かな生命の生息空間・地球は、みごとな環境の調和を育みながら時を経てきました。

しかし、19世紀ころから人類の生産活動などが増大し、予想以上の環境変化と環境負荷を生み出しています。太平洋のツバルは海面下に沈みそうになり、南極ではオゾンホールが拡大し、北極では氷が解け、アマゾンでは緑地が浸食され、アジアでは砂漠化が進み、中国ではPM2.5が異常に増加、



温暖化ガスの影響なのか夏季の高温は凄まじく、それによる気象変化のため各地でゲリラ豪雨などなど、 天変地異の予兆さえ感じられます。

これら地球環境を良くしようとして、一変させることは容易ではないものの、せめて私たちが関わる 空間や地域の環境については責任ある行動や対応をしたいものです。

そこで身近な多久市の状況にも目を向けてみましょう。

市内のそこかしこの小川には蛍が舞い、水中にはメダカも泳ぎ、サンショウウオも生息し、カワセミが団地近くの水域まで飛来します。朝には鳥たちのさえずりが市内一円で響き、季節の花々が咲き、太陽などの自然の恩恵を受けた農作物が生育し、その恩恵を受けながら私たちは日々を生かされています。

この緑園の環境を大切にしながら、未来の責任世代につなぎたいと素直に思います。

そのためには、例えば、日々のゴミの適正処理、汚濁予防の施策と実行、水を浄化して自然に戻す取り組みなど、一人ひとりの意識と行動がとても大切になります。

多久市の総合計画にもあるように、また、これからの時代を担う世代に豊かでおおらかな自然環境を 手渡すために、我々は為すべきを為す努力を惜しまず勤しむ責任があります。

ここに策定する環境基本計画はまさに、そのような思いに立ち、未来をみすえて、作成してきたものです。詳細は各章の内容に譲りますが、まずはみなさんとご一緒に、環境を整えて、豊かなふるさとを 創造・継続・発展させうるように頑張っていきましょう。

本計画の策定にあたっては審議会委員の皆様はじめ多くの方々にお世話になりました。改めて御礼申 し上げます。ありがとうございました。

U上げます。ありがとうございました。

平成26年3月吉日

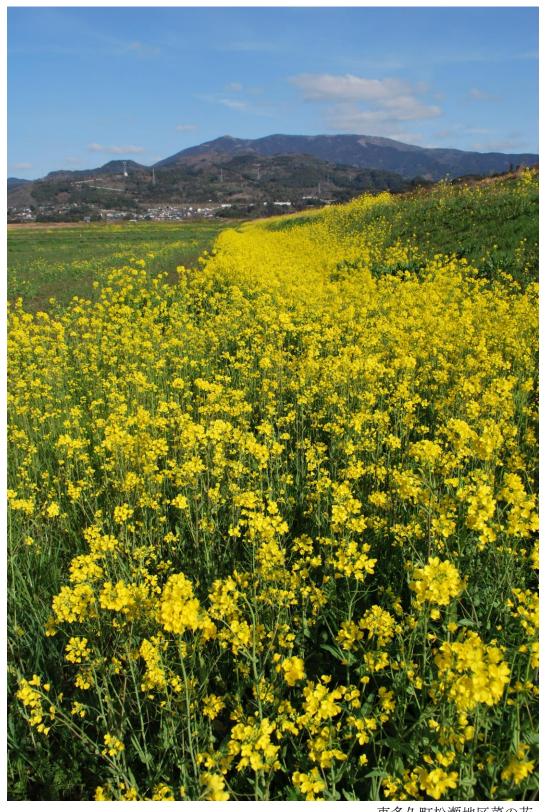
多久市長 横尾俊彦

一 目 次 一

第1章 環境基本計画とはなにか	. 1
1. 計画策定の目的	. 2
2. 環境基本計画で取り扱う環境の対象範囲	. 2
3. 計画の位置づけ	. 3
4. 計画期間	. 4
5. 計画検討にあたっての基礎的な要件	. 5
(1)多久市のプロフィール	. 5
(2)市民の環境意識	11
(3) 環境をめぐる社会の動向	12
佐の左、 タルナの日北上 いた四座 <i>は</i>	1 -
第2章 多久市の目指すべき環境像	
2. 環境目標	
2. 塚児は (1) 自然環境目標 - いのちの営みの基盤である自然環境を保全し、その恵みを得る	
(2) 生活環境目標 - 健康的な生活の基盤である清浄な大気、水環境の確保	
(3) 快適環境目標 — 潤いのある生活の土壌となる快適環境の創造	
(4) 地球環境目標 — 豊かな暮らしの基盤となる資源・エネルギーの保全行動の推進	
(5)環境保全体制目標 - 心の豊かさを育む教育と啓発・地域づくりの推進	
3. それぞれの役割	
(1) 市民	
(2) 市民団体	
(3) 事業者	
(4) 行政	
(4) 们吸	13
第3章 施策への展開	21
1. 施策の体系	22
2. 市が取り組む施策	24
(1) 自然環境	24
(2) 生活環境	31
(3)快適環境	37
(4) 地球環境	44
(5)環境保全体制	54
3. 広域・協働で取り組む重点施策	58
(1) ごみの減量・資源化プロジェクト	58

第4	4章 計画の推済	售
1.	. 計画の推進体制	削
	(1) 推進体制	
	(2) 組織の役割	
2.	. 計画の進行管理	里 63
	(1) 計画の目標	と進行管理63
	(2) 進行管理	
	(3) 年次報告書	:の公表63
	【資料編】	
1	1 多久市環境基	本条例資-1
2	2 多久市環境審	議会規則資-7
3	3 多久市環境審	議会名簿資-8
4	4 多久市環境基	本計画策定委員会名簿資-8
5	5 計画策定の経	緯資-9
6	6 多久市環境基	本計画の策定について(諮問)資-10
7	7 多久市環境基	本計画の策定について(答申)資-11
8	8 パブリックコ	メントの概要資-12
S	9 基礎調査の概	要(アンケート調査)資-14
10	10 用語の解説	資-17

第1章 環境基本計画とはなにか



東多久町松瀬地区菜の花

第1章 環境基本計画とはなにか

1. 計画策定の目的

多久市は、緑あふれる豊かな自然に囲まれ、孔子の里としていにしえの文化を今に伝える落ち着いたたたずまいを持つ環境に恵まれたまちです。この健全で恵み豊かなふるさと多久の環境を維持し、次世代に引き継ぐことは現在を生きる私たちの責務です。

今日の私たちの豊かな生活は、資源やエネルギーの大量消費、廃棄物の大量排出の上に成り立っている社会です。物質的な豊かさの追究は環境への負荷を著しく増大させ、その結果、地域の環境のみならず、全ての生物の生存基盤である地球環境をも脅かすようになってきました。私たち一人ひとりが地球に住む生命体の一員であることを認識して、自然と共生し、地球環境の保全に貢献する必要があります。

環境基本計画は、物質的な豊かさを求める社会から、限りある資源を大切にし、私たちや将来の世代の誰もが変わらぬ地域環境からの恩恵を享受できる持続可能な社会の構築への転換を本市において実現することを目指します。そのため、市、市民及び事業者それぞれの立場における役割を明らかにし、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。

2. 環境基本計画で取り扱う環境の対象範囲

計画の対象地域は多久市全域とします。ただし環境によっては牛津川流域圏での取り組み、広域処理を前提としたごみ処理の取り組みなどのように、市域の枠を超えて検討すべき取り組み内容もあります。地域を越えた対応が必要な場合は、周辺自治体、県、国と連携して対応します。また、本計画で取り扱う環境の対象範囲を以下のように設定します。

表	1	環境の対象範囲
2		がんな (人) 20 ±0 (人)

対象範囲	要素
自然環境	生態系、動植物、外来生物*、自然とのふれあいの場 など
生活環境	大気質、騒音・振動、悪臭、水質 など
快適環境	文化財、祭り、まちなみ景観、公園 など
地球環境	省エネルギー、再生可能エネルギー、ごみ・リサイクル など
環境保全体制	環境教育、環境学習、環境保全活動団体、環境情報管理 など

※外来生物:人間の活動によって外部から持ち込まれた生物のこと。外来生物の中には生物多様性を脅かすとともに、農林水産業にも影響を与えるほか、毒をもつものや凶暴な生物もおり、直接人間に害を与える場合もある。

3. 計画の位置づけ

多久市環境基本計画は、「多久市環境基本条例(平成24年3月31日 条例第14号)第17条」に基づき策定される計画です。環境の保全についての基本理念に基づき、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、「第4次多久市総合計画」を環境面から実現していく役割を担っています。

<環境の保全についての基本理念>

- ●環境の保全は、市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保し、これを 将来の世代へ継承し、維持されるよう適切に行われなければならない。
- ●市民一人ひとりが環境を守ることの大切さを学び、生態系及び市域の自然的条件に配慮し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割のもとに、自主的かつ積極的に環境の保全を行わなければならない。
- ●地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識し、その事業活動及び日常生活において、積極的に行われなければならない。

抜粋:多久市環境基本条例 第3条(基本理念)

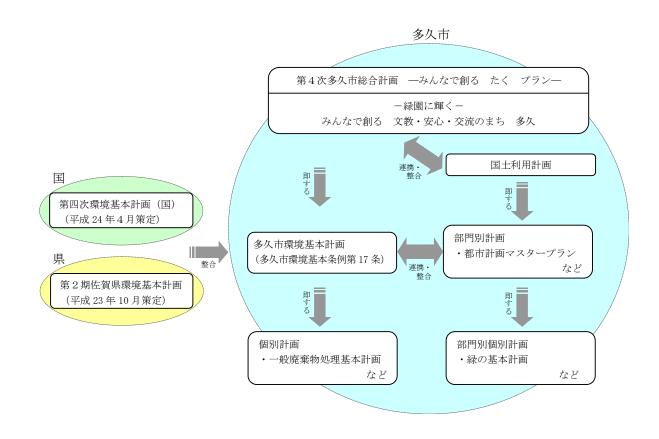


図 1 計画の役割と位置づけ

4. 計画期間

計画期間は、平成26年度からの10年間とします。

ただし、環境をめぐる近年の社会の動向はめまぐるしく変化しています。これらの変化に対応 し、施策内容の見直しを図るため、計画開始年から5年後に中間見直しを行うとともに、必要に 応じての見直しも検討します。

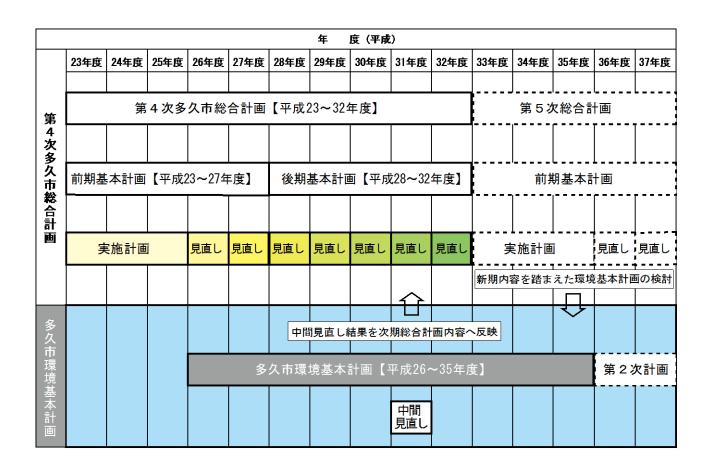


図 2 計画の期間

5. 計画検討にあたっての基礎的な要件

(1) 多久市のプロフィール

1) 社会特性

①位置・沿革

●位置

多久市は佐賀県のほぼ中央に位置し、東 は小城市、佐賀市、北は唐津市、南から西 にかけては江北町、大町町、武雄市と接し ます。

多久市中心部から県都佐賀市までは自動車で約30分、福岡市までは自動車で約1時間の距離にあります。

多久市の総面積は 96.93 km²で、東西 14.96km、南北 11.60km の距離を有します。

四方を山に囲まれた盆地のまちであり、 市の中央部に広がる平坦地には牛津川をは じめとする大小の河川が大地を潤し、緑豊 かな田園地帯を形成しています。

●沿革 (歴史等)

本市の歴史は古く、約一万二千年前には、 三年山遺跡や茶園原遺跡周辺でサヌカイト (讃岐石)と呼ばれる硬い石を用いた石器 制作の日本最大規模の遺跡が残されるなど、

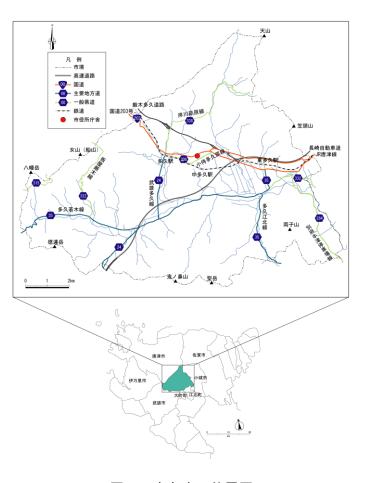


図 3 多久市の位置図

早くから人の生活の場として拓けた地であったことがうかがわれます。

また、"孔子の里・文教のまち"としての素地は江戸時代に形成されました。江戸時代、多久 氏は鍋島氏の御親類同格として、代々、佐賀藩の家老職を勤めた家系です。多久四代領主・多久 茂文は、幼い頃から学問に厚く、学校や聖廟の建設を思い立ち、元禄十二年(1699 年)邑校・東 原庠舎を建て、宝永五年(1708 年)多久聖廟を完成させ、釈菜*を行いました。釈菜は現在も途 切れることなく古式ゆかしく続けられています。

また、多久市の主産業は、米を中心とした農産業でしたが、十八世紀に始まった石炭の採掘は、 需要の増大とともに盛んになり、中小鉱が各地に開坑し、主要産業として発展しました。現在採掘している場所はありませんが、市内にはその当時の遺構が多く残されています。

※釈菜:孔子に感謝する儀式の1つで、多久聖廟では甘酒や銀杏(棗)・栗・芹・筍の蔬菜類と雉肉(鮒)・御飯・餅などを供える釈菜が行われている。

②人口

●総人口の推移

平成 22 年の国勢調査によると、多 久市の総人口は 21,404 人で、平成 2 年の 25,162 人を 100%とすると、こ の 20 年間で約 20%の減少となって います。また、65 歳以上の老年人口 も増加しています。

30,000 25, 162 24, 507 23,949 25,000 $^{\prime\prime\prime}$ ///20,000 □老年人口 □生産年齢人口 15,000 ■年少人口 10,000 5,000 ### 111111 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年

資料:佐賀県ホームページ 佐賀県の統計情報、第4次多久市総合計画 図 4 総人口の推移

世帯8,000 5.00 7,047 7, 151 7, 100 3. 57 4.00 3.43 6,000 3. 28 3.17 3.01 3.00 4,000 2.00 2,000 1.00 0.00 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 ■ 世帯数 — 一世帯あたり人口

資料: 多久市ホームページ 主要統計 人口・世帯数の推移 図 5 世帯数・一世帯あたり人数の推移

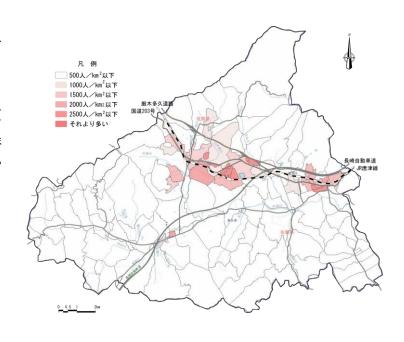
●世帯の状況

多久市の世帯数は、平成2年より約7,100世帯前後で推移していますが、総人口は減少傾向にあり、一世帯あたり人数は、平成2年の3.57人から平成22年の3.01人と着実に減少しています。これは、単独世帯の増加が進行していることを示しています。

●人口分布状況

多久市の人口は主に国道 203 号沿いなどの道路沿線上に集中しています。

国道 203 号は幹線交通をになう道路でもあり、生活環境とその他、経済活動域が接する場所にもなっています。

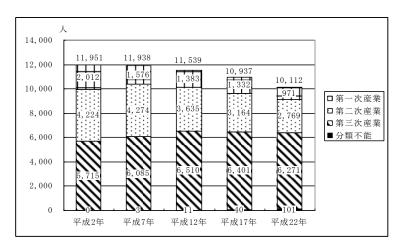


資料:平成22年国勢調査 図 6 多久市の人口分布状況

③産業

平成22年国勢調査による多久市の 就業人口総数は 10,112 人となって おり、平成2年から減少傾向で推移 しています。

産業別でみると、平成22年の第1 次産業は9.6%、第2次産業は27.4%、 第3次産業は62.0%となっており、 第3次産業の比率が最も高くなって います。経年的には、第1次産業人 口割合が減少傾向にあり、逆に第3 次産業の従事者割合が年々増加して います。

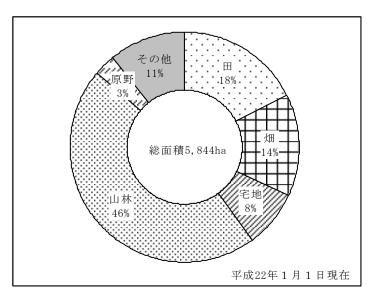


資料:多久市ホームページ 主要統計 産業(大分類)別就業人口図 7 就業人口の推移(多久市)

④土地利用の状況

多久市の土地利用の状況 (平成 22 年 1 月 1 日現在)をみると、「山林」が46%と最も多く、次いで「田」の18%、「畑」の14%などの順となっています。 土地利用の経年変化では、平成19 年

土地利用の経年変化では、平成19年 以降、利用地目面積に大きな変化はみ られません。



資料:平成23年版 佐賀県統計年鑑 図8 地目別土地利用の構成比率(民有地のみ)

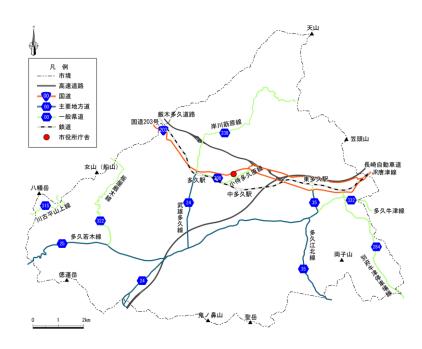
⑤道路·交通網

●道路網

多久市の道路網は、長崎自動 車道(多久インターチェンジ)、 厳木多久有料道路、国道 203 号 と 3 路線の主要地方道等を主軸 として構成されています。

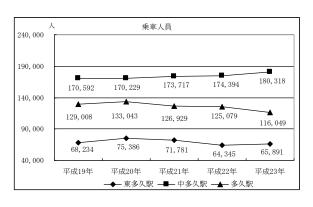
●鉄道

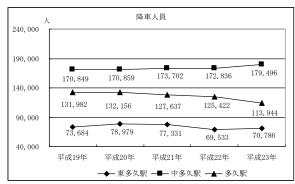
鉄道については、JR 唐津線が 市内を東西に横断しており、東 多久駅、中多久駅、多久駅の3 つの駅があります。鉄道の利用 客数は、横這いで推移していま す。



資料:国土地理院ホーム 基盤地図情報 基盤地図情報の閲覧・ ダウンロード >ダウンロードサービス 佐賀県道路地図 県別マップル41 2011年

図 9 市内の主要な道路・交通網





資料: 佐賀県統計年鑑

図 10 鉄道の乗降客数の推移

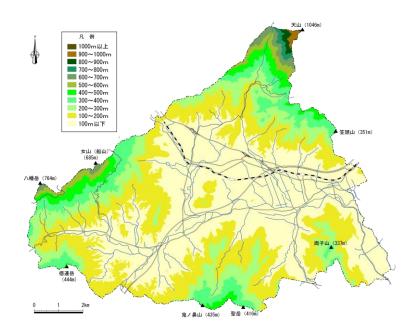
●路線バス

路線バスについては、民間バス事業者による運行路線の廃止や運行便数の減少により、市内に 公共交通空白地域が散在するようになり、高齢者や児童などの地域住民の移動手段確保のため、 平成 17 年 10 月から、自家用有償バス(ふれあいバス)を運行しています。また、平成 26 年 1 月からは自家用有償バス(ふれあいバス)の路線再編や、バス路線のない地域における乗合型タクシー(多久デマンドタクシー)の運行を行っています。

2) 自然特性

(1)地象

多久市は、北の市界に位置する 天山(標高1,046m)、東の笠頭山 (標高351m)、南の両子山(標高 337m)、聖岳(標高416m)、鬼ノ 鼻山(標高435m)、西の徳蓮岳(標 高444m)、八幡岳(標高764m)、 女山(船山標高685m)などの山々 に四方を囲まれた盆地状の地形に あります。中央部は牛津川によっ て開かれた平坦地が広がっていま すが、周辺部にかけては丘陵地、 中山間地、山間地と、変化に富ん だ地形が広がっています。



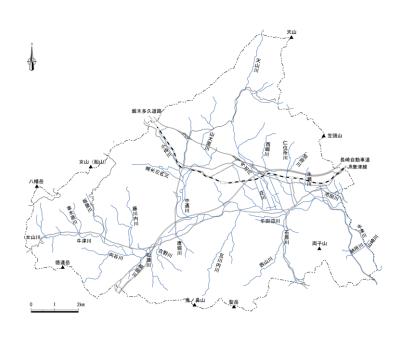
資料: 国土地理院ホーム 基盤地図情報 基盤地図情報の閲覧・ ダウンロードンダウンロードサービス 多久市図 多久市役所

図 11 多久市の地象図

②水象

多久市には六角川水系に属する多 くの河川があります。

本市が水源域に近い山よりの場所に位置し、四方を山に囲まれているため、流路方向も様々な多くの支川が存在しています。これらは、牛津川に合流し、全体的には西から東に向かって流れくだりながら、六角川に合流し、最終的には有明海に注いでいます。

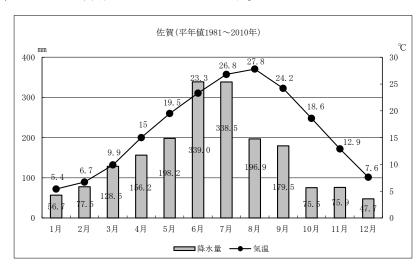


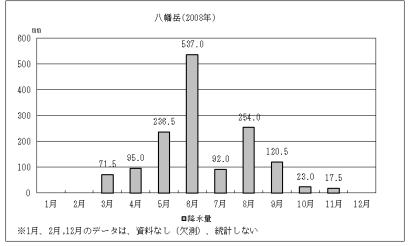
資料:国土数値情報 河川データ (平成19年度)図 12 多久市の水象図

③気象

多久市の気候は大きくは内陸型気候区に区分されます。

平年値(1981~2010年)における年間平均気温は 16.5 度で全般に暖かく温和な気候です。また年間降水量は 1,870.1mm で降雨にも恵まれています。





資料:気象庁ホームページ(気象統計情報)

図 13 多久市近郊の気温・降水量

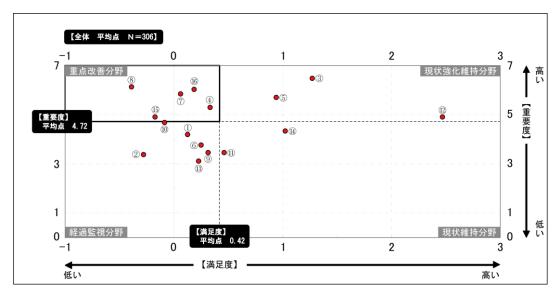


図 14 多久市近郊の気温・降水量の測定位置図

(2) 市民の環境意識

本市の環境施策に関する満足度と、重要性を問う市民アンケート調査によると、現在の取り組みに関する満足度が低く、重要性が高いと判断される「重点改善分野」に、"水質の保全"、"行政の自主的、積極的行動"、"大気環境等の保全"、"環境教育・環境学習の推進"、"省エネルギー活動"が挙げられます。

これらのうち、"水質の保全"、"大気環境等の保全"では、市民のみでは解決できない総合的 取り組みの推進が行政に期待されています。またその他項目については、毎日の生活の中で考え、 行うべき行動について、行政のリーダーシップを期待する内容となっています。



- ①自然環境の保全(生物の生息生育場所の保全と復元、開発における自然環境への配慮 など)
- ②自然とのふれあい(自然とふれあえる施設の整備、自然観察会の実施 など)
- ③廃棄物・リサイクル対策 (ごみ減量・リサイクル対策、不法投棄対策 など)
- ④省エネルギー活動(公共施設におけるエネルギー消費量の削減、省エネルギー意識の向上 など)
- ⑤水資源の保全と有効利用 (節水意識の向上、水資源保全の啓発 など)
- ⑥地球環境への配慮(ノーマイカーデー、エコスタイル、エコドライブの実施 など)
- ⑦大気環境等の保全(大気汚染・騒音振動、悪臭の防止 など)
- ⑧水質の保全(河川水質検査、公共下水道・農業集落排水事業・浄化槽設置の推進 など)
- ⑨身近な緑とのふれあい (公園緑地の整備、市民農園の貸し出し など)
- ⑩良好な水辺環境の保全と創造(自然環境に配慮した河川の護岸整備 など)
- ⑪地域特性を活かした景観の保全と創造(地域住民と農業者による景観形成、里山景観保全 など)
- ②歴史・伝統・文化の保存と継承(文化財の保存継承 など)
- ⑬市民の自主的、積極的行動(地域づくり支援制度、団体活動の紹介 など)
- ⑭事業者の自主的、積極的行動 (レジ袋削減の取組、店頭でのトレイ・ペットボトルの回収 など)
- ⑮行政の自主的、積極的行動(公害苦情への対応、市役所の環境にやさしい行動(省エネ推進活動)の実施 など)
- ⑩環境教育・環境学習の推進(保育園・小学生向けの環境教育 など)

<施策の満足度と重要度の算出方法>

※満足度の算出方法 (x軸の数値)

各選択肢の回答率に設定した点数を乗じて、その合計を平均評価点とする。

かなり満足:+10点、やや満足:+5点、どちらともいえない:0点、やや不満:-5点、かなり不満:-10点 ※重要度の算出方法 (y軸の数値)

各選択肢の回答率に設定した点数を乗じて、その合計を平均評価点とする。

かなり重要: +10点、やや重要: +5点、どちらともいえない: 0点、あまり重要でない: -5点、重要ではない: -10

図 15 施策の満足度と重要度(市民アンケート調査結果)

(3) 環境をめぐる社会の動向

環境をめぐる社会の動きは著しく、特に、地球温暖化の進行、エネルギーをはじめとする各種 資源の枯渇、生物多様性の喪失など、地球規模で進行する環境問題への対応が急務となっていま す。

これらの地球環境問題に取り組むためには、世界の動向に注意を払いつつ、国として、県として、多久市として、多久市に生活する市民として、それぞれの持つ独自の文化、生活の特性を踏まえつつ、一人ひとりがどのように直接の行動に展開していけるか検討する必要があります。

また、平成 23 年に発生した東日本大震災以降、自然災害リスクの軽減などのリスク管理のあり方や地域コミュニティのあり方、エネルギー需給のあり方など、さまざまな問題が浮上しています。

このような中、平成 24 年 4 月に閣議決定された国の「第四次環境基本計画」では、今後目指 すべき持続可能な社会の姿として、低炭素、循環、自然共生の各分野を統合的に達成することに 加え、安全がその基盤として確保される社会を提示しています。

また、本市で取り組むべき地球環境問題「地球温暖化の防止」、「循環型社会^{※1}の推進」、「生物 多様性の保全」について、考慮すべき社会の動向を以下に示します。

<地球温暖化の防止>

世界の平均気温は長期的にみて上昇傾向にあり、海面水位が海水の熱膨張や氷河や氷床の融解や流出により上昇し、海洋内部の水温も上昇しています。これは大気中に二酸化炭素などの温室効果ガス^{※2} が蓄積し続けていることによるもので、産業革命前に約 280ppm であった二酸化炭素濃度は、2011 年現在 390.9ppm と 40%も増加し、しかも近年では濃度増加率も大きくなっています。これら温室効果ガスの上昇にはエネルギー消費等による人為的影響が大きく、日本では今後、気温の上昇による大雨災害の深刻化、渇水リスクの増加、高波・高潮リスクの増加などが予測されています。

このような中、国内では、平成 20 年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、国の排出抑制等指針の策定や地方公共団体実行計画の充実、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大などが盛り込まれました。また、平成 23 年 12 月には「国連気候変動枠組条約第17 回締約国会議」において、「京都議定書」の第二約束期間の設定に向けた合意が採択されましたが、日本はこれには参加しないことを明らかにし、平成 25 年以降、独自の取り組みを推進していくこととしています。

^{※1} 循環型社会:天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会。

^{※2} 温室効果ガス:地表から放射される赤外線を吸収して熱が地球外へ出て行くのを防ぐ性質をもつガス。CO₂やメタンなどがあり、人間の活動によって大量の温室効果ガスが大気中に放出され、地球温暖化を引き起こしたとされている。

<循環型社会の推進>

世界的な資源消費、廃棄物の発生量の急増は、早急な地球規模の環境負荷低減と適正な資源循環の確保を求めるところにきています。国内では、資源採掘時の環境負荷低減、資源確保などの観点から平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されるなど、循環型社会形成に向けた取り組みが進みつつあります。また、3R(発生抑制、再使用、再資源化)の取り組みのうち、発生抑制、再使用の2Rは取り組みが遅れており、平成25年5月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」においてもその重要性が指摘されています。

<生物多様性*の保全>

平成22年、名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議」が開催され、愛知目標が採択されました。この愛知目標を達成するためのロードマップとして、平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定されました。このほか、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性地域連携促進法)」が平成22年12月に制定されるなど、生物多様性に関する取り組みが進んでいます。

※生物多様性:生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念で、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のほか、 生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。

第2章 多久市の目指すべき環境像



ホタルの見られる場所今出川ふるさと公園

第2章 多久市の目指すべき環境像

1. 目指す環境像

●総合計画における環境の考え方

多久市では、平成22年度に'第4次多久市総合計画'を策定し、まちづくりのためのさまざまな取り組みを推進しています。本計画では、環境に関連する基本目標として、「人と自然にやさしい安心・安全なまち 多久」を挙げています。

環境基本計画では、この'総合計画'で示す「人と自然にやさしい安心・安全なまち 多久」 を環境面から実現する必要があります。

●環境基本計画で求めるべき望ましい環境像

また、多久市の将来目指すべき環境イメージとしてふさわしい言葉を、市民アンケート調査で聞いたところ、"活気"、"みどりあふれる"、"文教のまち"、"ふれあい"、"笑顔"など、根底に人があり、人と人とのつながりの中で生まれ、育まれるものについて、多くの人がふさわしい言葉として挙げています。

また多久では、一生涯通じての学問を尊重し、人づくりを根本とする気風が脈々と受け継がれています。物質的な豊かさのみを求める現代社会の価値観から、自己を磨き、人とのつながりや自然の営みを感じることで、心の豊かさを得る社会への転換。多久市では"人づくり"、"人を活かす社会づくり"をキーワードに、将来目指すべき本市の環境イメージを

「人が育み、人が育てる みどりと笑顔と活気あふれる文教のまち 多久」 に設定します。

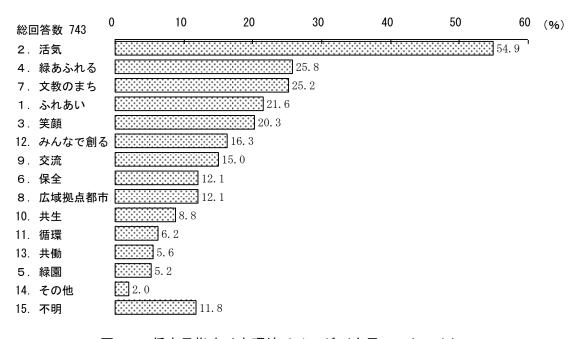


図 16 将来目指すべき環境イメージ(市民アンケート)

2. 環境目標

目指す環境像「人が育み、人が育てる みどりと笑顔と活気あふれる文教のまち 多久」を実現するために、環境の対象範囲毎に以下の環境目標を設定します。

(1) 自然環境目標 - いのちの営みの基盤である自然環境を保全し、その恵みを得る自然環境に関する環境目標とします。

天山をはじめとする自然性の高い山や里地里山*などの自然環境は、私たちの生命の維持に必要な、空気や水、食料を提供し、そこに生息する生物や四季折々に変化する景観は、私たちの心に潤いを与えてくれます。

いのちの営みの基盤である自然環境を保全することで、その恵みを得ることを目指します。 この目標達成のため、以下の基本施策を設定します。

- ●自然環境(里地里山)の保全
- ●自然環境の活用とふれあいの場の創出

(2) 生活環境目標 - 健康的な生活の基盤である清浄な大気、水環境の確保

生活環境に関する環境目標とします。

清浄な空気と清らかで豊かな水は、私たちの日々の生活を支える環境の基盤です。健康的な生活の基盤である清浄な大気、水環境の確保を目指します。

この目標達成のため、以下の基本施策を設定します。

- ●大気環境の保全、騒音・振動、悪臭の対策
- ●水環境の保全

(3) 快適環境目標 - 潤いのある生活の土壌となる快適環境の創造

快適環境に関する環境目標とします。

本市には、東原庠舎や多久聖廟など、人づくりを重視する多久の気風の象徴や実際の教育の場としての活きた文化的資源が存在しています。これら資源を活かし、潤いのある生活の土壌となる快適環境の創造を目指します。

この目標達成のため、以下の基本施策を設定します。

- ●文化財と歴史的まちなみの利活用
- ●景観形成と公園・緑地 (みどり) の整備

※里地里山:集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域すべてを含む地域概念のこと。

(4) 地球環境目標 - 豊かな暮らしの基盤となる資源・エネルギーの保全行動の推進地球環境に関する環境目標とします。

地球環境問題は、私たち一人ひとりが地球に生活する者の一人として取り組むべき課題です。 豊かな暮らしの基盤となる資源・エネルギーの保全行動を推進するまちを目指します。

- ●省エネルギー対策
- ●再生可能エネルギーの導入
- ●省資源化対策・循環型社会の構築

(5) 環境保全体制目標 - 心の豊かさを育む教育と啓発・地域づくりの推進

自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の4つの環境目標を達成するための手法に関する目標として設定します。

目指す環境像を実現するためには、市民や団体と行政の全てが自主的に活動に参加し、協働して取り組む体制づくりが必要です。その推進力となるのは、本市の環境のすばらしさに気づき、これについて学び、次の世代へ受け継いでいく心構えです。また、これらの活動を通じて、人とのつながり、地域とのつながりを拡大していく必要もあります。心の豊かさを育む教育と啓発・地域づくりを目指します。

この目標達成のため、以下の基本施策を設定します。

●環境学習と保全活動の推進

3. それぞれの役割

目指す環境像を実現するためには、本市に関わる全ての人が、それぞれの立場で責任ある行動を実施していく必要があります。そこで本市に関わる全ての人を市民、市民団体、事業者、行政と位置づけ、それぞれの果たすべき役割を示します。

(1) 市民

- ・日常生活やレジャー活動が環境に負荷を与えていることを認識する。
- ・積極的な環境への負荷の低減に努め、より環境にやさしいライフスタイルを確立し、実践する。
- ・地域の環境保全活動や環境を学ぶ会に積極的に参加し、環境に対する意識を高め、育てる。
- ・行政が実施する環境の保全と創造に関する施策への協力に努める。

(2) 市民団体

- ・組織力、地域コミュニティとのつながりを活かし、地域活動の取り組みの企画、推進など、 環境保全のための行動をさまざまな面から支援する。
- ・積極的な環境への負荷の低減に努め、より環境にやさしいライフスタイルを確立し、実践する。

- ・行政が実施する環境の保全と創造に関する施策への協力に努める。
- ・地域の環境保全活動や環境を学ぶ会に積極的に参加し、環境に対する意識を高め、育てる。

(3) 事業者

- ・事業活動が環境に負荷を与えていることを認識する。
- ・法を遵守し、事業活動に伴って発生するばい煙、汚水、廃棄物等の処理、その他公害の未然 防止、自然環境の保全、環境への負荷の低減など自主的かつ積極的に取り組む。
- ・行政が実施する環境の保全と創造に関する施策への協力に努める。
- ・地域の構成員として、地域における環境保全活動への貢献に努める。

(4) 行政

- ・環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進する。
- ・環境の健全性を強化する施策に取り組み、環境へ負の影響を及ぼす施策の回避、低減に努める。
- ・職員一人ひとりが率先して自らの事務、事業に伴う環境への負荷の低減に努める。
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律、生物多様性基本法、都市計画運用指針等の法律、指針 等の基本原則に基づく施策を行い、法律の求める責務を果たす。
- ・市民、市民団体、事業者の環境保全と創造に関する活動に対して、情報発信や参加の場づく りなど、多方面からの支援を行う。
- ・大気環境に関する情報交換、河川の水質管理など、広域的な取り組みを必要とするものについては、国や県、近隣の市町との連携・協力に努める。

第3章 施策への展開



西溪公園

第3章 施策への展開

1. 施策の体系

環境分野毎の目標、目標に近づけるための行動方針を体系的に示します。

表 2 施策の体系 (その 1)

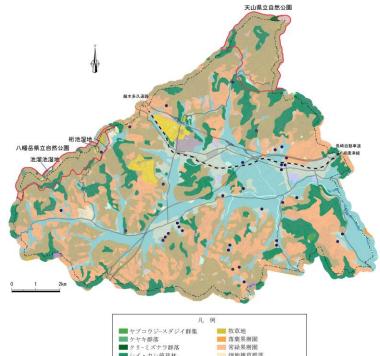
環境要素と 5 つの環境目標	基本施策	施策	具体的取り組み
<自然環境目標> いのちの営みの基	自然環境(里地里 山)の保全	I.保全方針・戦略の策定	1. 生物多様性プレ基本計画策定
盤である自然環境 を保全し、その恵	四)の休生	II.保全対象の選定と維持管理	2. 自然公園内の草地管理体制の検討 3. 外来生物の対策方法の検討
みを得る		Ⅲ. 森林・耕作地の荒廃対 策	4. 農業者の担い手集積 5. 森林環境保全直接支援事業等 6. 重要森林公的管理支援事業 7. 森林機能の維持及び基盤整備 8. 多久市土地改良事業環境情報協議会 9. 多久市田園環境整備マスタープラン 10. 中山間地域の整備促進と保全 11. 農村環境の保全 12. 耕作放棄地対策の推進 13. 都市農村交流実施組織の拡大 14. 多自然型川づくりの推進 15. 鳥獣被害への対策強化 16. 中山間地域等直接支払交付金
	自然環境の活用とふれあいの場	I.自然とのふれあいの 場、機会の創出	17. 水辺とふれあえる施設の整備 18. 自然観察会・学習会の開催
	の創出	II. 施設の維持管理体制 の構築	19. 県・近隣自治体との連携による自然公園内施 設の管理
<生活環境目標> 健康的な生活の基 盤である清浄な大 気、水環境の確保	E活の基 騒音・振動、悪臭 青浄な大 の対策	I. 公害の未然防止	20. 大気、騒音・振動、悪臭に関する公害苦情の 発生要因者への指導と立ち入り検査の強化 21. 野焼きや畜産・肥料のにおいなど、関係者へ 適切な指導と、地域における相互理解の促進 22. 道路交通に関する騒音・振動の現況把握
		Ⅱ. 公害の発生時の対応	23. 微小粒子状物質 (PM2.5) の監視体制の構築 24. 大気汚染物質の注意報発令時の対応の確認
		I.水質現況の把握と発 生源対策	25. 市内河川、水路の水質測定 26. 汚水処理施設の整備推進 27. 下水道施設への接続促進と生活排水処理の取り組みの促進 28. 水質に関する公害苦情の発生要因者への指導と立ち入り検査の強化
		Ⅱ. 水辺環境の整備	29. 河川の浚渫 30. 水辺の清掃活動の推進
< 快適環境目標 > 潤いのある生活の 土壌となる快適環 境の創造	文化財と歴史的 まちなみの利活 用	I. 文化財の保全	31. 拠点施設としての郷土資料館の機能の拡充 32. 祭や年中行事の実施など、活きた文化財とし ての保全の継続 33. 文化財の保存事業の推進 34. 地域の文化・伝統芸能の保護の推進
		Ⅱ. 文化的資源の活用	35. 公益財団法人孔子の里事業への支援 36. ふるさと賢人の顕彰事業の推進 37. 多久城下の散策コースづくり
	景観形成と公園・緑地(みどり)の整備	I.景観形成と公園の整 備と維持管理、緑化 の推進	38. 都市公園長寿命化事業 39. 公園管理体制の強化 40. 景観整備事業の推進
		Ⅱ.空き家対策等近隣の 住環境整備の推進	41. 管理不全な空き家の適正管理42. 良好な住環境整備の推進

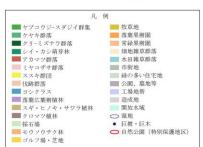
表 2 施策の体系 (その 2)

環境要素と 5つの環境目標	基本施策	施策	具体的取り組み
<地球環境目標>豊かな暮らしの基盤となる資源・エネルギーの保全行	省エネルギー対策	I.実行計画の検討	43. 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定と実行 44. 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)の見直しと実行
動の推進		Ⅱ. 省エネルギー行動の 推進	45. 公共交通機関の利用促進 46. 地域交通体系の再構築の取り組み
		Ⅲ. 省エネルギー機器、施 設の導入	47.機器、施設の設置に関する情報の提供
	再生可能エネル ギーの導入	I. 行政自らが行う施設 の導入	48. 公共施設への設置推進
		II. 再生可能エネルギー 利用の促進	49. 多久市太陽光発電設置事業 50. ソーラー発電見学 51. 再生可能エネルギー導入啓発の促進
	省資源化対策・循環型社会の構築	I. ごみの減量化・資源化	52. 買物袋(マイバック)の持参運動の促進 53. 具体的な取り組み事例の紹介などの情報提供 54. ごみの分別回収等の地域活動の取り組み支援
			55. コンポスト容器の設置促進 56. 循環型社会形成についての意識啓発 57. 一般廃棄物におけるリサイクル率の向上
		II. ごみ処理、リサイクル 体制の充実	58. 一般廃棄物処理に関する新たな施設の建設 59. 廃棄物の不法投棄、不法埋立への監視・指導 強化 60. 汚泥の堆肥化
		Ⅲ. 環境配慮型商品の利 用促進	61. エコカー・グリーン購入に努める 62. 環境配慮型商品の情報提供
<環境保全 体制目標> 心の豊かさを育む 教育と啓発・地域 づくりの推進	環境学習と保全 活動の推進	I.総合的な環境教育・学習の推進	63. 学校教育における「環境教育」の推進 64. 総合的放課後対策事業の推進 65. 中央公民館、地区公民館における各種講座の 開催 66. 食育活動の推進
		Ⅱ. 指導人材の育成・活用	67. 新しい時代のコミュニティづくりの推進 68. 人材登録制度の検討
		Ⅲ. 環境保全活動の促進	69. 地場農産物の消費拡大 70. ボランティア活動・NPO活動の促進支援 71. 各活動主体間のネットワークと連携促進の支援 72. ボランティア活動・NPO活動への加入促進対策の促進
		IV. 環境情報の整備と提供	73. 市民によるボランティア清掃活動の促進 74. 市立図書館活動の充実 75. 年次報告書の作成

2. 市が取り組む施策

- (1) 自然環境
 - 1) 自然環境(里地里山)の保全
- ①現況特性と課題
- ●天山県立自然公園、八幡岳県立自然公園指定地域、巨樹・巨木林など、 人と自然の関わりの中で育まれた里 地里山の景観を示す優れた自然環境 が存在します。
- ●希少な動植物が多く、佐賀県のレッドリスト・レッドデータブック*では植物 35 種、哺乳類 1 種、鳥類 1 種、両生類 3 種、昆虫類 8 種、淡水魚類 2 種が生息します。生育・生息種には、マツムシソウやノヒメユリなど山地の草地やニッポンバラタナゴなど水路などの里地里山に依存するものが多く含まれます。
- ●里地里山は防災、自然環境保全、 景観形成などの機能を担う重要な





資料:環境省 自然環境保全基礎調査 植生調査 (第2回・第5回)、特定 植物群落調査 (第5回)、巨樹・巨木調査 (第4回)、湿地調査 (第5 回)、国土数値情報 自然公園地域データ (平成22年)

図 17 多久市の優れた自然環境分布

地域です。また、生物多様性の高い重要な地域でもあります。ところが、農林産業の低迷などにより維持・管理が十分でなく、荒廃が目立つ他、イノシシ等の鳥獣害が報告されています。

●希少な動植物の生育・生息を脅かすものとしてブラックバスやウシガエル、アライグマなどの外来生物の影響が懸念されます。

【環境課題】

- ●天山県立自然公園内の草地の管理など、自然公園内における積極的な環境管理の推進
- ●優れた自然環境のうち、巨樹・巨木林などの保全・活用方法の曖昧なものについての対応検 討
- ●里地里山の適正管理、地域資源としての活用など、市民との新たな関わりの構築
- ●鳥獣被害への対策強化
- ●外来生物の対策方法の検討

※佐賀県のレッドリスト・レッドデータブック:佐賀県での絶滅のおそれのある野生生物の生育・生息状況を取りまとめた本(リスト)のこと。

②施策の概要

「自然環境(里地里山)の保全」に関する市が取り組む施策の概要を示します。

I. 保全方針・戦略の策定

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規	担当課名	協働体制の必要性	
NO	事業名等	天旭に関する共体が17日	実施期間	担目味泊	市民	事業者
1	生物多様性プレ基本 計画策定	生物多様性プレ基本計画策定の 取り組みを関係団体等との連携 により研究を行う。	新規 前 中 後	市民生活課		

Ⅱ. 保全対象の選定と維持管理

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規	担当課名	協働体制の必要性	
NO	事業名等	天旭に関りる兵体別77谷 ‴	実施期間	担当床右	市民	事業者
2	自然公園内の草地管 理体制の検討	天山県立自然公園山頂部の草原 など、定期的に維持管理の必要	継続	商工観光課		
		なものは、県・近隣自治体と連携して取り組む。	前中後			
3	外来生物の対策方法 の検討	ペットの飼養・管理に関する指導の徹底、農作物被害対策とし	継続	市民生活課 農林課		
		て外来生物駆除活動の促進、近 隣市町との情報共有。	前 中 後		0	

Ⅲ. 森林・耕作地の荒廃対策(その1)

NT.	具体的な施策・	(本性) 7 目 4 4 4 4 6	継続・新規	+n VV ∋m &	協働体制の	の必要性
No	事業名等	実施に関する具体的内容	実施期間	担当課名	市民	事業者
4	農業者の担い手集積	これまで未整備であった中山間 地域*等の農地整備を行ない、生 産農家として再生させるために は、農地整備だけでは担い手集	継続	農林課	0	
		積は難しいため、耕作者、作物、 流通などの課題を一体として検 討する必要がある。	前中後		O	
5	森林環境保全直接支 援事業等	本来は、林業生産物である人工 林 (スギ・ヒノキ)の保育事業 であるが、現状は水源の涵養や	継続	農林課		
		土砂流出防止など森林の多目的機能発揮のため、下刈・間伐・ 枝打ち等を実施。毎年 100ha 程 度。	前中後			
6	重要森林公的管理支援事業 市町環境林整備 (佐賀県森林環境税	侵入竹林や荒廃した森林を森林 所有者と市が協定締結し、整備 する。 H23 船山地区 6.6ha	継続	農林課		
	活用)	H24 二重地区 8.7ha H25 横山地区 9.0ha (実施中)	前中後			

※中山間地域:都市部や平地以外の主として傾斜地や山林の多い地域のこと。

^{*}実施期間は平成 26~29 年度を前期、平成 30~32 年度を中期、平成 33~35 年を後期として示します。 *協働体制の必要性の◎は、主体的な活動が必要とされるもの、○は協力体制の必要とされるものを示します。

【NO.4 農業者の担い手集積】

近年、農業者の高齢化、担い手不足、農産物の価格の低 迷等により、耕作放棄地が増加傾向にあります。そのため、 本市では平成22年度から「耕作放棄地再生事業(交付金事 業)」を活用して、耕作放棄地の解消、発生防止に努めてき ました。

今後はさらに新たな耕作放棄地の発生を防ぐため、農地の出し手(売りたい、貸したい)と受け手(買いたい、借りたい)のマッチングのために県の農地中間管理機構と連携した農地のあっせんを推進していきます。



●農地パトロール

Ⅲ. 森林・耕作地の荒廃対策(その2)

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規	+□ V/ ≅⊞ &	協働体制の	の必要性
NO	事業名等	大旭に因りの大件の17日	実施期間	担当課名	市民	事業者
7	森林機能の維持及び 基盤整備	森林の持つ水源涵養、山林災害 防止、地球温暖化軽減等の多様 な機能を維持するため、林業事 業体(森林組合等)による間伐 等施業の集約化を図り、高性能	継続	農林課		
		林業機械の導入による生産コスト低減や間伐材の有効利用を促進する。また、林内路網の計画的な整備を進め、森林の適正な維持管理に努める。	前中後			
8	多久市土地改良事業 環境情報協議会	土地改良事業実施に当たり、周 辺環境に配慮しつつ実施するこ とが土地改良法に定められてい るため、学識経験者、地域住民	継続	農林課	0	
		の代表、農業関係者で組織する 協議会を開催し、環境へ配慮す る事項(自然環境、希少生物等) について意見を聴取する。	前中後		O	O
9	多久市田園環境整備 マスタープラン	環境配慮区域を設定し、土地改 良事業にかかる工事による環境 への影響を緩和する。	継続 前 中 後	農林課		
10	中山間地域の整備促 進と保全	中山間地域総合整備事業により 生産基盤整備を図る。また、棚 田地域の保全活動や活性化活動 を支援する。	継続前中後	農林課	0	

Ⅲ. 森林・耕作地の荒廃対策(その3)

N	具体的な施策・		継続・新規	<u>+</u> n \/ ⇒≡ <i>h</i>	協働体制の	の必要性
No	事業名等	実施に関する具体的内容	実施期間	担当課名	市民	事業者
11	農村環境の保全	農地・水・環境保全向上対策等 により農地、農業用水等の資源 や環境の適切な保全管理等を促 進する。また、中山間地域直接	継続	農林課		
		支払制度 ^{※1} に取り組む団体への 支援や環境保全型農業及び耕畜 連携による資源循環型農業への 支援を行っている。	前中後			
12	耕作放棄地対策の推 進	耕作放棄地対策協議会を中心に 耕作放棄地の発生防止・解消に 努める。	継続	農林課		
		耕作放棄地の再生作業や土壌改 良を実施し、作物の作付を行う。	前中後			
13	都市農村交流実施組 織の拡大	担い手確保のための都市と農村 の連携強化を目指し、グリーン ツーリズム*2活動の支援を通じ て、市内での新たな都市農村交 流による農村地域活性化組織の 育成支援に取り組む。	継続前中後	農林課		
14	多自然型川づくりの 推進	ではいり組む。 従来型のコンクリート化河川改修から脱却し、利水や必要とされる治水上の安全性を確保しながら生物の生育環境を重視した多自然型川づくりを目指す。	継続前中一後	建設課		

【NO.7 森林機能の維持及び基盤整備】

高性能林業機械は、素材生産のコスト低減や間伐材等搬出効率化のため、市内の林業事業体(佐賀中部森林組合)が平成20年度伐倒造材機(プロセッサ)、平成24年度林内運搬車(フォワーダ)を導入活用しています。今後も集材機等導入を計画しています。



●伐倒造材機 (プロセッサ)



●林内運搬車(フォワーダ)

^{※1} 中山間地域直接支払制度:2000年から始まった中山間地域に対する所得補償政策で、日本初の直接支払い政策。

国土保全などの多面的機能の強化も狙いの1つ。 ※2 グリーンツーリズム:農村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。国は農村と都 市住民が交流できる基本的な指針や法律を整備して、グリーン・ツーリズムの振興を図っ ている。

Ⅲ. 森林・耕作地の荒廃対策(その4)

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規	担当課名	協働体制の必要性	
NO	事業名等	天旭に関する共体が17日	実施期間	担目味泊	市民	事業者
15	鳥獣被害への対策強 化	多久市、小城市による、多久小 城地区地域有害鳥獣広域駆除対	継続	農林課		
		策協議会を設置し、イノシシ、 カラスに対する防除対策を進め る。	前中後			
16	中山間地域等直接支 払い交付金	耕作条件の不利な中山間地域農地に対し、交付金を交付することにより農地の多面的機能の維	継続	農林課		
		持及び耕作放棄の防止を支援する。	前中後			

③進捗指標と数値目標

「自然環境(里地里山)の保全」の進捗指標として、以下の目標値を定めます。

進捗指標と数値目標

進捗指標	実績	目標	備考
耕作放棄地解消面積	2. 31ha	7. 0ha	耕作放棄地の拡大抑制に努める。
	(平成 24 年度実績)	(平成 35 年度)	

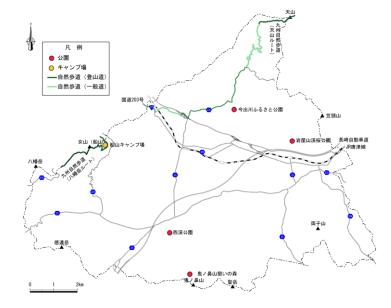


西渓校 7年 藤川 愛花

2) 自然環境の活用とふれあいの場の創出

①現況特性と課題

- ●山間部には、天山ルート、八幡 岳ルートなどの九州自然歩道や キャンプ場が整備されているほ か、河川などの地域の自然環境 を活用した公園が点在していま す。
- ●アンケート調査によると、本市の「水辺」とのふれあいの状況について、不満と回答した人が満足と回答した人を上回っています。
- ●アンケート調査によると、 本市の「自然の生き物」と のふれあいの状況は、陸域



資料: 多久市勢要覧 (2009)、 環境省_九州自然歩道ポータブル 佐賀ハイカーズマップ 図 18 野外レクリエーション施設位置図

の生物資源についての満足度は高いものの、施設の整備に不満を感じている人が多くみられます。

●アンケート調査では、将来も守っていきたい優れた環境として、西渓公園、中央公園などが 挙げられています。その一方で、これら公園の管理の不備が指摘されています。また、自然 環境に関する地域活動に「参加」する行動への今後は取り組み予定では約2割の参加が見込 まれるほか、事業者の地域社会活動への参加意向は5割を超えます。

【環境課題】

- ●水辺に親しめる場、機会の提供
- ●生き物とのふれあいの場、機会の提供
- ●自然環境保全活動への参加意思の醸成と、市民意識の高い場における事業者をも巻き込んだ 地域活動としての公園管理の取り組みの推進

②施策の概要

「自然環境の活用とふれあいの場の創出」に関する市が取り組む施策の概要を示します。

I. 自然とのふれあいの場、機会の創出

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規	担当課名	協働体制の必要性	
事業名等	夫旭に関する共体的内谷	実施期間	担目踩名	市民	事業者	
17	水辺とふれあえる施 設の整備	子どもが安心して水辺に親しめ るための河川、ため池の整備・ 維持管理を行う。	新規 前 中 後	都市計画課 建設課 農林課		
18	自然観察会・学習会 の開催	水辺の生き物や鳥類、昆虫類な ど、本市に生育・生息する生き	新規	生涯学習課 学校教育課		
		物に親しむための自然観察会・ 学習会を開催する。	前中後			

^{*}実施期間は平成 26~29 年度を前期、平成 30~32 年度を中期、平成 33~35 年を後期として示します。

Ⅱ. 施設の維持管理体制の構築

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規	担当課名	協働体制の必要性	
事業名等	天旭に関する共体が17日	実施期間	担目硃石	市民	事業者	
19	県・近隣自治体との 連携による自然公園	自然歩道、キャンプ場など、自 然公園内に整備されている自然	継続	商工観光課		
	内施設の管理	とのふれあいのための施設の維 持管理を県・近隣自治体と連携 して行う。	前中後			

③進捗指標と数値目標

「自然環境の活用とふれあいの場の創出」の進捗指標として、以下の目標値を定めます。

進捗指標と数値目標

進捗指標	実績	目標	備考
自然観察会・学習会の開 催回数	0回 (平成 25年度実績)	2 回 (平成 35 年度)	
「水辺とのふれあい」に 関する市民の満足度	24.6% (平成 24 年度市民アン ケートより、「満足」、 「やや満足」回答数)	35% (平成 35 年度)	平成 24 年度市民アンケートより「ど ちらともいえない」33%の 1/3 程度を 「満足」、「やや満足」に移行させるこ とを想定する。

^{*}協働体制の必要性の◎は、主体的な活動が必要とされるもの、○は協力体制の必要とされるものを示します。

(2) 生活環境

1) 大気環境の保全、騒音・振動、悪臭の対策

①現況特性と課題

- ●大気環境は概ね良好と推測されますが、浮遊粒子状物質^{※1}、光化学オキシダント^{※2}で短期的に環境基準を超過する状況が見られます。また近年、微小粒子状物質 (PM2.5) ^{※3} についても、全国的に環境基準を超過する状況が報告されています。
- ●騒音、振動については概ね良好な状態にあります。ただし、長崎自動車道多久インターチェンジを拠点とする道路網の整備や、現在計画中の佐賀唐津幹線道路(バイパス)など、本市で進行中のインフラ整備により交通量が変化することによる問題発生も懸念されます。アンケート調査によると、現在でも道路交通による騒音について不満を感じているとする回答がみられます。
- ●公害苦情では「大気」に関するものが多く、次いで「悪臭」に関するものが多く発生しています。その主な原因は野焼きの煙や家畜、肥料の臭いによるものです。またアンケート調査によると、近隣環境を大切にする行動のうち、ごみの自家焼却を控えることは徹底されていない状況にあります。

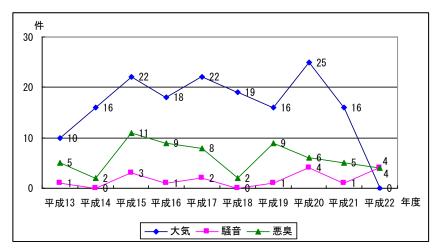


図 19 公害苦情発生件数の推移

【環境課題】

- ●注意報発令時の情報発信体制の強化と大気汚染物質に関する情報の提供
- ●道路交通に関する騒音、振動の現況把握
- ●苦情発生源への指導と相互理解の促進

^{※1} 浮遊粒子状物質:大気中に浮遊している粒子状物質で、粒径 10 μm 以下のもの。発生源は工場のばい煙、自動車 排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがあり、 粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼす。

^{※2} 光化学オキシダント: 大気中の二酸化窒素と炭化水素類が紫外線により光化学反応してできる物質。浮遊粒子状物質(SPM)と共に光化学スモッグの原因となる。

^{※3} 微小粒子状物質 (PM2.5): 大気中に浮遊している 2.5μm 以下の小さな粒子のことで、肺の奥深くまで入りやす く、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配される。

②施策の概要

「大気環境の保全、騒音・振動、悪臭の対策」に関する市が取り組む施策の概要を示します。

I. 公害の未然防止

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規	· 担当課名	協働体制の必要性	
INO	事業名等		実施期間		市民	事業者
20	大気、騒音・振動、 悪臭に関する公害苦 情の発生要因者への	大気、騒音、振動、悪臭の基準 を遵守するように住民・事業所 の協力を得て、公害の監視、指	継続	市民生活課	0	0
	指導と立ち入り検査 の強化	導を強化していく。	前中後			
21	野焼きや畜産・肥料 のにおいなど、関係 者へ適切な指導と、	事業所及び生産者に対し、関係 機関等が適正な管理・指導を行 い、原因の改善に努め、地域住	継続	市民生活課農林課	0	0
	地域における相互理 解の促進	民との共生・相互理解を進める。	前中後			
22	道路交通に関する騒音・振動の現況把握	騒音規制法第 18 条第1項の規 定に基づき、市内における主要 幹線道路を対象とした自動車騒	継続	市民生活課		
		音の常時監視を実施し、対象路 線の面的評価を行い環境基準の 達成状況を把握する。	前中後			

^{*}実施期間は平成26~29年度を前期、平成30~32年度を中期、平成33~35年を後期として示します。

Ⅱ. 公害の発生時の対応

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規	担当課名	協働体制の必要性	
NO	事業名等	天旭に関する共体が17日	実施期間		市民	事業者
23	微小粒子状物質 (PM2.5)の監視体制 の構築	県設置の観測点の結果により、 基準値を超えた場合、市の連絡 網により関連機関・施設へ連絡 及び緊急の防災の一斉放送を活 用して、市民への注意を促す。	継続前中後	市民生活課	0	0
24	大気汚染物質の注意 報発令時の対応の確 認	県設置の観測点の結果により、 基準値を超えた場合、県から報 告を受け、市の連絡網により、 関連機関・施設へ連絡及び緊急 の防災の一斉放送を活用して、 市民への注意を促す。	継続 前 中 後	市民生活課	0	0

^{*}協働体制の必要性の◎は、主体的な活動が必要とされるもの、○は協力体制の必要とされるものを示します。

③進捗指標と数値目標

「大気環境の保全、騒音・振動、悪臭の対策」の進捗指標として、以下の目標値を定めます。

進捗指標	実績	目標	備考
「しずけさ(道路交通に	38.5%	50%	平成 24 年度市民アンケートより「ど
よるもの)」に関する市民	(平成 24 年度市民アン	(平成 35 年度)	ちらともいえない」17.3%の半数程度
の満足度	ケートより、「満足」、		を「満足」、「やや満足」に移行させる
	「やや満足」回答数)		ことを想定する。
自動車騒音調査	83.1%	80%以上	
面的評価	昼夜とも基準値以下の	昼夜とも基準値以下の	
(道路近傍騒音レベル)	割合(平成24年度)	割合(平成35年度)	
基準値昼 70dB、夜 65dB	(調査対象全戸数)	(調査対象全戸数)	



西溪校 7年 舩山 真幸



西溪校 7年 久保 愛莉

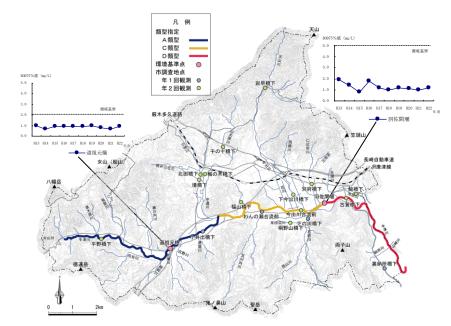


西溪校 8年 副島 千聖

2) 水環境の保全

①現況特性と課題

- ●牛津川の河川水質は良好で、経年的に環境基準を 達成しています。また、 支川を含む市内の水質環 境も概ね良好な状況にあ ります。



資料: 多久市ホームページ 市内河川水質検査結果、 佐賀県環境センター 基準地点別の環境基準達成状況 (平成 16、18、22 年度)

図 20 公共水域水質調査地点における水質測定結果と類型指定状況

●アンケート調査では「水辺の美しさ」についての満足度は低く、近年特に環境の悪化を感じているのも、水辺の美しさについてです。多くは、ごみの散乱、土砂の堆積、雑草の繁茂など、水辺の整備が行き届いていないことによるものです。

【環境課題】

- ●公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業など汚水処理施設整備の推進
- ●家庭用浄化槽の設置推進(設置補助事業等)
- ●汚水処理の推進の必要性を市民に伝え、理解と協力を得る
- ●水辺環境の整備(ごみ対策、浚渫、清掃等)

②施策の概要

「水環境の保全」に関する市が取り組む施策の概要を示します。

I. 水質現況の把握と発生源対策

No	具体的な施策・	字坛) 7 明 十 7 目 伏的 内穴	継続・新規	担当課名	協働体制の	の必要性
INO	事業名等	実施に関する具体的内容	実施期間	担目硃冶	市民	事業者
25	市内河川、水路の水 質測定	生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目的に事業所排水、	継続	市民生活課		
	兵(成)人	河川水水質検査を実施する。	前中後			0
26	汚水処理施設の整備 推進	多久市汚水処理整備構想に基づ き作成された事業計画に基づい て、下水道の整備を推進し、汚 水処理人口普及率の向上を図	継続	都市計画課		
		る。また、今後は汚水処理整備 構想の見直しの検討を行い、地 域の実情にあった効率的かつ効 果的な手法による整備を進めて いく。	前中後			
27	下水道施設への接続 促進と生活排水処理 の取り組みの促進	戸別訪問説明や地区説明会等を 開催し、市民の生活排水処理へ の理解を深め、汚水処理人口普 及率の向上を目指す。	継続前中後	都市計画課	0	
28	水質に関する公害苦情の発生要因者への 指導と立ち入り検査 の強化	河川水・事業所排水等の測定及 び監視を行うとともに水質に関 する公害苦情の発生要因者への 指導を行う	継続前中後	市民生活課		0

^{*}実施期間は平成 26~29 年度を前期、平成 30~32 年度を中期、平成 33~35 年を後期として示します。

【NO.26 汚水処理施設の整備推進】

多久市の汚水処理は、公共下水道事業や農業集落排水 事業等の集合処理と、浄化槽設置の個別処理を行って おり、今後も地域の実情にあった効率的かつ効果的な 手法により整備促進を図って行きます。



●汚水処理施設 (多久みず環境保全センター)

^{*}協働体制の必要性の◎は、主体的な活動が必要とされるもの、○は協力体制の必要とされるものを示します。

Ⅱ. 水辺環境の整備

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規	担当課名	協働体制の	の必要性
NO	事業名等	大旭に関する共体が1分	実施期間	1旦目 床石	市民	事業者
29	河川の浚渫	適宜、現地踏査を行い河川断面 の確保が必要な部分について浚 渫を実施している。	継続前中後	建設課		
30	水辺の清掃活動の推 進	水辺の維持管理について、住民 の理解や協力を得て可能なとこ	継続	建設課 都市計画課	0	
		ろは地域住民と連携しながら維 持管理を行う。	前中後	農林課		

③進捗指標と数値目標

「水環境の保全」の進捗指標として、以下の目標値を定めます。

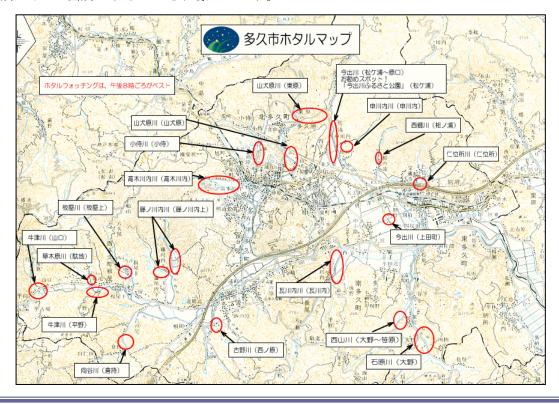
進捗指標と数値目標

進捗指標	実績	目標	備考
汚水処理人口普及率	48. 92% (平成 24 年度実績)	67% (平成 35 年度)	
多久市内でホタルが見ら れる箇所	20 箇所 (平成 25 年度実績)	25 箇所 (平成 35 年度)	現在の 20 箇所以上を維持する

【多久市のホタル】

ホタルは水環境の良好さを示す生き物として、また夏の風物詩として、多くの人に親しまれています。本市においても近年多くの箇所で見られるようになりました。

環境基本計画では「水環境の保全」の進捗指標として"ホタルが見られる箇所"を掲げ、現在の 20 箇所から 25 箇所にすることを目標とします。



(3) 快適環境

1) 文化財と歴史的なまちなみの利活用

①現況特性と課題

- ●本市の国、県、市が指定する文化財は併せて 46 件あり、郷土資料館も設置しています。また、多久聖廟及び周辺の旧城下町である多久町については、江戸時代中期及び後期の古地図が存在し、路地割りが現在と一緒で、史跡や遺跡も点在しています。
- ●このうち、東原庠舎、多久聖廟は、人づくりを重視する多久の気風の象徴となっているとと もに、実際の教育の場として、ジュニアガイド、各種教室の実施、中国との交流など、活き た文化的資源として活用されています。
- ●アンケート調査では、歴史的・文化的雰囲気についての満足度は高く、近年良くなったと感じる環境にも歴史的・文化的雰囲気が挙げられています。また、地域活動に参加する行動では、「伝統行事、祭り等への参加」、「文化財保護活動」ともに高い実施意向がみられます。 事業者の地域社会活動への参加意向も高いことから、地域の祭りや催しへの参加の機会の創出などの検討も必要です。

【環境課題】

- ●事業者を巻き込んだ活動の展開
- ●東原庠舎における活動の拡大支援



東部校 7年 中村 亜優

②施策の概要

「文化財と歴史的なまちなみの利活用」に関する市が取り組む施策の概要を示します。

I. 文化財の保全

NT	具体的な施策・	字状),則十八月伏的中京	継続・新規	+□ V/ ≅⊞ &	協働体制の必要性	
No	事業名等	実施に関する具体的内容	実施期間	担当課名	市民	事業者
31	拠点施設としての郷 土資料館の機能の拡	郷土資料の収集、展示活動、特に企画展を行い、郷土資料の有	継続	生涯学習課		
	充	効利用を図る。	前中後			
32	祭や年中行事の実施 など、活きた文化財 としての保全の継続	多久聖廟(孔子廟)にて、年2 回(春・秋)釈菜行事を実施。	継続前中後	生涯学習課	0	0
33	文化財の保存事業の 推進	文化財パトロールを定期的、計 画的に行い、細やかに文化財保 存を行う。また、埋蔵文化財や	継続	生涯学習課		
		遺跡等の調査の継続に努めると ともに郷土資料館等における展 示資料の充実や企画展の開催に 努める。	前中後		0	0
34	地域の文化・伝統芸 能の保護の推進	地域で培われてきた地域の文化 と伝統芸能を保護する。	継続	生涯学習課	0	
		釈菜時に行われる行事を映像ア ーカイブで保存。	前中後			

^{*}実施期間は平成 26~29 年度を前期、平成 30~32 年度を中期、平成 33~35 年を後期として示します。

Ⅱ. 文化的資源の活用

N-	具体的な施策・	字坛) 2 明 子 2 月 伏 的 内 宏	継続・新規	扣业細々	協働体制	の必要性
No	事業名等	実施に関する具体的内容	実施期間	担当課名	市民	事業者
35	公益財団法人孔子の 里事業への支援	財団法人孔子の里の事業を支援するとともに、ホームページ等	継続	生涯学習課		
		を活用した情報発信を積極的に 取り組まれるような支援を行 う。	前中後			
36	ふるさと賢人の顕彰 事業の推進	本市の賢人を顕彰し、その功績 や業績を小中学校の授業や高齢 者大学の取り組みに活かす。ま た、賢人の顕彰に積極的に取り	継続	生涯学習課 学校教育課		
		組む全国の自治体との情報交換 を積極的に行い、ふるさと賢人 を活かしたまちづくり、人づく りに取り組む。	前中後			
37	多久城下の散策コー スづくり	古地図を使った、旧城下町の歴 史散策コースを作成し歴史を再	継続	商工観光課 生涯学習課		
		認識するとともに、観光資源と しても活用する。	前中後			

^{*}協働体制の必要性の◎は、主体的な活動が必要とされるもの、○は協力体制の必要とされるものを示します。

【NO.36 ふるさと賢人の顕彰事業の推進】

顕彰会では、志田博士の顕彰を行うと同時に、子供たちに「理科大好きっ子を育成する」、「郷 土の先人を知ってもらう」ことで、郷土に対して誇りを持ち、郷土愛を育む事を目的とした事業 を展開してきました。

平成25年度に実施した多久市おもしろキッズサイエンス教室(小学生対象に、理科の実験、工作教室)では、参加者は大幅に増え、5つのブースに延べ100名を超える児童が参加されています。





●多久市おもしろキッズサイエンス教室

また、県外に対しての情報発信も行っています。ふるさとの先人に関するエッセイを募集し、 最優秀者1名を沖縄市で開催された嚶鳴子どもフォーラムに派遣し、多久の先人について発表を 行ってもらっています。

平成25年1月には、顕彰会顧問の信太克規氏と顕彰会会員の志佐喜栄氏の共著で、「志田林三郎傳」を出版されており、同年4月には、市内3小学校に志田林三郎顕彰碑を建立。志田家の子孫を招き除幕式をおこないました。



●志田林三郎顕彰碑の建立 (除幕式)



●志田林三郎顕彰碑

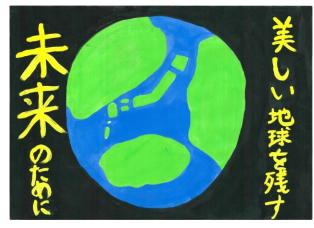
③進捗指標と数値目標

「文化財と歴史的なまちなみの利活用」の進捗指標として、以下の目標値を定めます。

進捗指標	実績	目標	備考
「歴史的・文化的雰囲気」	30.7%	50%	平成24年度市民アンケートより「ど
に関する市民の満足度	(平成 24 年度市民アンケートより、「満足」、	(平成 35 年度)	ちらともいえない」45.5%の半数程度 を「満足」、「やや満足」に移行させる
	「やや満足」回答数)		ことを想定する。



西溪校 8年 太田 若菜



西溪校 8年 舩山 実希

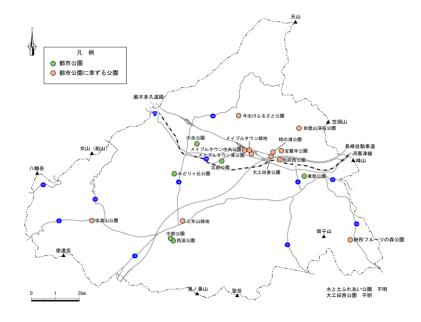


西渓校 8年 牧野内 アンナ

2) 景観形成と公園・緑地(みどり)の整備

①現況特性と課題

●多久市の一人あたりの都市 公園面積は 9.2 m² (平成 22 年現在)で、国が掲げる標 準値10m以上にほぼ達して います。一方で、アンケー ト調査によると、改善した い環境として公園等の緑地 の維持管理不足が挙げられ ています。また、市民の地 域活動に参加する行動では、 緑化活動の実施意向は高く、 事業者の地域社会活動への 参加意向も高いことから、 市民、事業者を巻き込んだ 景観形成活動の展開が期待 されます。



資料:国土交通省 国土数値情報 都市公園データ(H23年)多久市ホームページ 公園、多久市勢要覧(2009)、NAVITIM図 21 多久市の主な公園

- ●多久市では、市の特色を活かした景観づくりのため、平成 23 年に県の推進する「佐賀県美しい景観づくり条例」、「佐賀県美しい景観づくり基本計画」に基づく景観行政団体への移行を行い、景観計画の策定、施策の展開を進めています。
- ●アンケート調査によると、まちの美しさとゆとりについて、不満を感じている人が多くみられます。同時に、まちなみの保全、生活環境の改善、防災面から、空き家への対応が求められており、アンケート調査の改善したい環境として、空き家や学校等の使われていない施設の管理、利用が挙げられています。また、ごみのポイ捨てをさせないモラルの醸成や、犬、猫などのペットの管理の改善などが、近隣の住環境を良好に保つための行動として求められています。

【環境課題】

- ●まちなみ保全、生活環境の改善、防災面からの空き家対策の検討
- ●空き家等使われていない施設の有効利用の検討
- ●地域との役割分担も含めた、公園等の維持管理体制の検討
- ●事業者を巻き込んだ景観形成活動の推進
- ●近隣の住環境を良好に保つためのモラルの醸成

②施策の概要

「景観形成と公園・緑地(みどり)の整備」に関する市が取り組む施策の概要を示します。

I. 公園の整備と維持管理、緑化の推進

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規	担当課名	協働体制の	の必要性
INO	事業名等	美胞に関する具体的内容	実施期間	担目硃石	市民	事業者
38	都市公園長寿命化事業	現状把握を行い、平準化を図り 公園施設の維持補修を行う。	継続前中後	都市計画課		
39	公園管理体制の強化	地域住民が主体となった維持管理体制の充実を図る。 市内には、都市公園、普通公園、 その他の公園があるが、主に小 規模で地域の方々の憩いの場と なる公園の日常管理について は、行政区や団体等にお願いを し充実を図っていくこととして いる。	継続 前 中 後	都市計画課	0	0
40	景観整備事業の推進	多久市観光振興計画に基づいて、多久聖廟周辺地区との説明会や意見交換会等を行いながら方向性を決め、景観地区の設定も含めて景観事業の推進を図る。	継続 前 中 後	都市計画課商工観光課農林課	0	

^{*}実施期間は平成26~29年度を前期、平成30~32年度を中期、平成33~35年を後期として示します。

【NO.40 景観整備事業の推進】

多久市は平成22年度に景観行政団体に登録し、 多久市西渓公園寒鶯亭を「22世紀に残す佐賀県遺産」として認定を受けました。今後、補助金等を 活用し施設の充実を図るよう計画しています。



●多久市西渓公園寒鶯亭

^{*}協働体制の必要性の◎は、主体的な活動が必要とされるもの、○は協力体制の必要とされるものを示します。

【NO.40 景観整備事業の推進】

「多久市観光振興計画」では、聖廟・西渓公園でのおもてなしの整備として「槙の生垣の推進と花のおもてなし、景観保全の取り組み」を計画しています。

花のある美しい環境づくりでは、「多久美化クラブ」や「救護施設しみず園」等の奉仕活動により、一定の成果を上げています。なお、平成25年には(社)日本観光振興協会九州支部から観光協会へプランター6基の贈呈を受け、聖廟入口に設置しています。

また、平成 24 年に(社)日本観光振興協会九州支部主催の観光地合同美化キャンペーンを実施 したことを契機に、平成 25 年からは多久聖廟周辺合同美化活動を観光協会主催で開催し、大勢の 市民の参加を受け環境整備がなされています。

槙の生垣推進等の景観保全の取り組みについては、関係機関と協力しながらの取り組みが必要 になるところです。







●聖廟周辺の槙の生垣

●贈呈されたプランター

●多久聖廟周辺合同美化活動

Ⅱ. 空き家対策等近隣の住環境整備の推進

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規	担当課名	協働体制の	の必要性
NO	事業名等	夫他に関する共体のF1合	実施期間	担目硃冶	市民	事業者
41	管理不全な空き家の 適正管理	近年全国的に放置空き家の問題 が顕著化し、周辺のまちなみや 生活環境、また防災の点でその 対策が急務になっている。管理 不全な空き家に対する適正管理 の勧告命令を行う。	継続	総合政策課	0	0
42	良好な住環境整備の 推進	ごみのポイ捨てや、ペットの適 正飼育に関する指導を行う。	継続	市民生活課	0	0

③進捗指標と数値目標

「景観形成と公園・緑地(みどり)の整備」の進捗指標として、以下の目標値を定めます。

進捗指標	実績	目標	備考
景観保全にかかる地区の 関係区民との意見交換会 や協議会の回数	0回 (平成 25 年度実績)	2回 (平成 35 年度)	

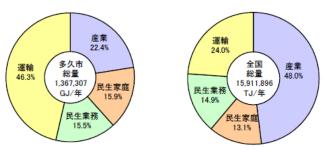
(4) 地球環境

1) 省エネルギー対策

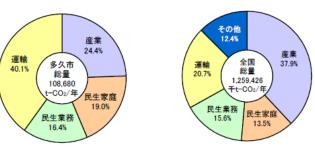
①現況特性と課題

●地球環境問題で、喫緊の課題と して取り上げるべきものに「地 球温暖化」があります。地球温 暖化の主な要因は大気中に放出 されている温室効果ガスの増加 ですが、中でも石油などの化石 燃料を燃焼させることで発生す る二酸化炭素を削減することが 対策の柱となります。また、化 石燃料の燃焼の多くは、私たち の生活に必要な電気や車などの エネルギーを得るために行われ ます。そのため、地球温暖化対 策の取り組みの一つとして省エ ネルギー対策を推進しています。 本市では、庁内を対象に平成19 年に「多久市地球温暖化対策実

部門別エネルギー消費量の割合



部門別 CO₂排出量の割合



※四捨五入の表記上、構成比の合計は100%とならない場合もあります。

資料: 多久市 地域新エネルギービジョン策定等事業 報告書 平成 18 年 2 月 多久市

図 22 エネルギー消費量と二酸化炭素排出量(平成 15 年現在)

行計画」の策定を行い、計画に基づく諸対策を実施しています。

- ●市内の二酸化炭素の排出源は、運輸部門が 40%と最も高く、産業、民生家庭^{※1}、民生業務部 門^{※2}が等分する状況にあります。
- ●アンケート調査によると、市民、事業者ともに、身の回りの節電行動はよく実施されています。実施率の低いものは、徒歩や自転車の利用促進など生活の利便性を損なう可能性のあるものや、省エネ型の機器、低燃費車の導入など費用のかかるものです。ただし、これらの行動も今後の実施意向は高くなっています。

【環境課題】

- ●市域を対象とした「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策)」の策定と推進
- ●実施拡大の見込める行動への支援策の検討
- ●省エネ型機器の設置推進策、ハイブリッド自動車*3、低排出ガス認定車等の利用促進策の検討

^{※1} 民生家庭部門:一般家庭が住宅内で消費したエネルギー消費を表現する部門。

^{※2} 民生業務部門:水道・廃棄物、通信、商業、金融、不動産、サービス業、公務などの第三次産業に属する企業・ 個人が、事務所の内部で消費したエネルギー消費を表現する部門。

^{※3} ハイブリッド自動車: いくつかの動力源を組み合わせて、それぞれの利点を活かしながら低燃費と低排出を実現した環境にやさしい自動車のこと。ガソリンだけで走る場合より燃費が向上し、NOxや CO_2 、黒煙などの排出を減らすことができる。

②施策の概要

「省エネルギー対策」に関する市が取り組む施策の概要を示します。

I. 実行計画の検討

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規	担当課名	協働体制の	の必要性
INO	事業名等		実施期間	担目硃名	市民	事業者
43	地球温暖化対策地方 公共団体実行計画 (区域施策編)の策定 と実行	地域における地球温暖化対策の あり方として、市民・事業者・ 行政の全ての活動により排出される温室効果ガスの総合的削減 を目指し「多久市地球温暖化対 策地域推進計画」を策定すると ともに、掲げた施策の推進を図 る。	新規前中後	市民生活課	0	0
44	地球温暖化対策地方 公共団体実行計画	庁内における地球温暖化対策の 実行計画の見直しを行うととも	新規	市民生活課		
	(事務事業編)の見直 しと実行	に、掲げた施策の推進を図る。	前中後			

^{*}実施期間は平成26~29年度を前期、平成30~32年度を中期、平成33~35年を後期として示します。

Ⅱ. 省エネルギー行動の推進

No	具体的な施策・	的な施策・ 実施に関する具体的内容 -		担当課名	協働体制の必要性	
IVO	事業名等	天旭に関する共体の171分	実施期間	担目味泊	市民	事業者
45	公共交通機関の利用 促進	JR・バス利用促進の啓発、パークアンドライド*1の利用促進等を進めるとともに公共交通の	継続	総合政策課		
		充実を図り、市民の公共交通機 関の利用に努める。	前中後		0	O
46	地域交通体系の再構築の取り組み	今後の高齢化社会を見据えた地域公共交通、JR多久駅をハブとする公共交通体系の整備に向けた取り組みを実施する。	継続前中後	総合政策課	0	0

Ⅲ. 省エネルギー機器、施設の導入

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規	担当課名	協働体制の	の必要性
事業名等	天旭に関する共体が17日	実施期間	担目除有	市民	事業者	
47	機器、施設の設置に 関する情報の提供	高効率給湯器 ^{※2} 、高断熱性住宅 の導入など、省エネルギーに効	継続	市民生活課		
		果のある機器や施設の種類や効果、補助事業などの情報を提供する。	前中後			

※1 パークアンドライド:利用者が自宅から乗ってきた車を市街地の中心部や駅周辺の駐車場に停めて、バスや電車などの公共交通機関への乗り継ぎや自転車利用を促す仕組み。自家用車の市街地への乗り入れを規制して、都市の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)や大気汚染物質の排出による環境の悪化を防ぐ。

※2 高効率給湯器:エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸 化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。

^{*}協働体制の必要性の◎は、主体的な活動が必要とされるもの、○は協力体制の必要とされるものを示します。

③進捗指標と数値目標

「省エネルギー対策」の進捗指標として、以下の目標値を定めます。

進捗指標	実績	目標	備考
市の施設のCO₂排出量	6, 590, 637kg	平成 16 年(2005 年)比	削減目標の平成 16 年(2005 年) 比
(温暖化ガス削減目標)	平成 16 年(2005 年)	6.0%削減以上を保つこ	6.0%削減は、京都議定書時の国の基
	CO ₂ 換算温室効果ガ	と。(平成 35 年度)	準。
	ス排出量基準値		



7年 駒井 真平 東部校



西溪校 7年 松岡 桃香

2) 再生可能エネルギーの導入

①現況特性と課題

- ●本市の再生可能エネルギー 賦存量*1 試算では、風力、 農産バイオマス*2、温度差 エネルギー(下水)等のポ

表 3 多久市の新エネルギー賦存量

	り タス市の利エー・ルー	житт <u>я</u>		
	エネルギーの種類	1次エネルギー 削減量	原油換算量	CO ₂ 削減量
		[GJ/年]	〔kL/年〕	[t-CO ₂ /年]
	太陽光	25, 005	646	1,031
	風力	57, 995	1, 499	2, 429
	マイクロ水力	2,010	52	84
	木質バイオマス	1, 490	39	62
発	農産バイオマス(収穫残さ)	51, 366	1, 327	2, 152
完 電	農産バイオマス(出荷残さ)	169	4	7
-	畜産バイオマス(牛、豚、採卵鶏)	21, 702	561	909
	畜産バイオマス(ブロイラー)	512	13	21
	食品バイオマス	1,624	42	68
	下水消化ガス	620	16	26
	廃棄物	21, 125	546	885
	太陽熱	13, 139	926	2, 119
İ	木質バイオマス	1,633	42	117
	農産バイオマス(収穫残さ)	56, 295	1, 455	4,031
	農産バイオマス(出荷残さ)	124	3	9
熱	畜産バイオマス(牛、豚、採卵鶏)	15, 983	413	1, 144
利	畜産バイオマス(ブロイラー)	944	24	68
用	食品バイオマス	1, 196	31	86
	下水消化ガス	456	12	33
	廃棄物	22, 880	591	1,638
İ	温度差エネルギー(下水)	30, 593	791	2, 190
	温度差エネルギー(温湧水)	5, 175	134	371
燃料	バイオマス燃料製造	2, 275	59	157
	合計	334, 311	9, 226	19, 637

資料: 多久市 地域新エネルギービジョン策定等事業 報告書 平成18年2月

テンシャルが高くなっており、有効利用の方法を検討する必要があります。また、現在、メガソーラー事業者公募による事業を推進しています。

●アンケート調査によると、市民、事業者ともに実施率の低いものは、太陽光・太陽熱利用を はじめとする再生可能エネルギー利用設備の導入など費用のかかるものです。ただし、これ らの行動も今後の実施意向は高くなっています。

【環境課題】

- ●再生可能エネルギー利用機器の設置促進策の検討
- ●実施拡大の見込める行動への支援策の検討
- ●メガソーラー発電施設の見学スペースを活用した、広報啓発活動の実施

^{※1} 再生可能エネルギー賦存量:自然現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な枯渇しないエネルギー源のこと。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力などがある。

^{※2} 農産バイオマス:動植物から生まれた再生可能な資源。家畜の排泄(はいせつ)物や食べ残しなどの「廃棄物系」、 林地残材や稲わらなどの「未利用」、サトウキビや米などの「資源作物」と大きく3分類がある。

②施策の概要

「再生可能エネルギーの導入」に関する市が取り組む施策の概要を示します。

I. 行政自らが行う施設の導入

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規	扣 业 細 夕	協働体制の	の必要性
No	事業名等		実施期間	担当課名	市民	事業者
48	公共施設への設置推進	市の施設における太陽光発電な どの再生可能エネルギー設備の 導入推進を図る。	新規 前 中 後	総合政策課 市民生活課		

^{*}実施期間は平成26~29年度を前期、平成30~32年度を中期、平成33~35年を後期として示します。

Ⅱ. 再生可能エネルギー利用の促進

No	具体的な施策・	字坛) 7 明 十 7 目 伏 的 内 宏	継続・新規 実施に関する具体的内容 - 地域・新規		協働体制の	の必要性
INO	事業名等	実施に関する具体的内容	実施期間	担当課名	市民	事業者
49	多久市太陽光発電設 置事業	地球温暖化の原因となる温室効 果ガス排出量削減や環境負荷の	継続	総合政策課 市民生活課		0
		少ない循環型社会の実現に向 け、太陽光発電施設を設置する。	前中後			
50	ソーラー発電見学	ソーラー発電施設の見学スペー スを活用した広報啓発活動を実	継続	市民生活課 学校教育課		
		施する。	前中後			
51	再生可能エネルギー 導入啓発の促進	再生可能エネルギー設備の導入 に関心の高い市民や事業者に対	継続	総合政策課 市民生活課		
		し、国等の助成制度を活用しそ の普及を促す。	前中後			

【Ⅱ. 再生可能エネルギー利用の促進】

多久市では再生可能エネルギーの導入に関する取り組みとして、平成 18 年に「多久市地域新エネルギービジョン」の策定を行い、計画に基づく重点プロジェクトを実施してきました。

- ●再生可能エネルギー導入(太陽光発電)実績 設置場所
 - 1. 旧北部小体育館屋根(H18年度)
 - 2. 東多久公民館屋根 (H19年度)
 - 3. 多久みず環境保全センター横 未利用地 メガソーラー (H25 年度)
 - 4. 旧恵光園跡地(H26年度)
 - 5. 旧浄水場跡地(2箇所、H26年度)



●メガソーラー

なお、上記 $2 \sim 3$ の箇所では発電量がわかる表示を行い、 3 に関しては見学箇所等を併設して 市内学校の児童・生徒の学習場所としても活用しています(H25 年度より)。

また3~5では地元の事業所等に施設の管理委託(除草など)を行います。市の未利用地活用での事業では、自然を有効に活用した発電となっています。

^{*}協働体制の必要性の◎は、主体的な活動が必要とされるもの、○は協力体制の必要とされるものを示します。

【NO.50 ソーラー発電見学】

平成25年度は、多久町のメガソーラー発電所にて、設置業者の指導の中で、小学生の見学体験 学習を2回計画しました。

平成26年度以降は、東多久町太陽光発電所と合わせて、市内小学生の見学体験学習を計画的に 実施していく予定です。





●メガソーラー発電見学の様子

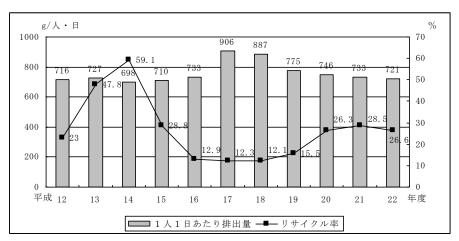
③進捗指標と数値目標

「再生可能エネルギーの導入」の進捗指標として、以下の目標値を定めます。

進捗指標	実績	目標	備考
公共施設への再生可能エ	3 箇所	5~10 箇所	土地及び屋根への太陽光発電設備の
ネルギー設備の導入数	(平成 25 年度までの累	(平成 35 年度までの累	設置など
	計)	計)	
各戸住宅用太陽光発電の	253 箇所	400 箇所	佐賀県の補助制度(住宅用太陽光発電
導入数	(3. 2%)	(5.1%)	導入促進事業)の申請件数より算出。
	(平成24年度までの累	(平成 35 年度までの累	多久市補助制度なし。多久市世帯数
	計)	計)	H25. 12. 1 時点 7,833 世帯
			国・県の補助制度活用し、市は啓発活
			動により普及推進する。

3) 省資源化対策・循環型社会の構築

①現況特性と課題



※リサイクル率: (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) *100

資料:環境省ホームページ 廃棄物処理による統計情報 一般廃棄物処理実態調査結果(平成12年度~平成22年度)

図 23 1人1日あたりの排出量とリサイクル率の推移

- ●本市の一般廃棄物処理は、現在、可燃物の焼却及び資源物の選別、資源化を多久市清掃センターで行っていますが、施設の使用期間が平成32年3月までであることから、小城市との広域処理のための新たな施設の建設を進めています。
- ●アンケート調査によると、ごみの収集・処理状況については満足しているものの、廃棄物の 不法投棄等の状況に不満を感じています。
- ●アンケート調査によると、「もの」を大切にする行動として、有価資源の回収などの地域活動に根ざしたものの実践率が高くなっています。一方、現在の実践率は低くても買物袋の持参など、ちょっとした心がけで取り組めるものは今後の実施意向が高く、情報提供などを行うことで、実施拡大が期待されます。また、「グリーン購入」や「エコマーク商品の購入」など、商品購入時の配慮行動については、現在の実施率は低いものの、今後の実施意向は高くなっています。

【環境課題】

- ●ごみ排出量の減量と分別の徹底、リサイクル体制の整備・充実
- ●不法投棄に対する対策の検討
- ●実施拡大の見込める行動への支援、推進策の検討

②施策の概要

「省資源化対策・循環型社会の構築」に関する市が取り組む施策の概要を示します。

I. ごみの減量化・資源化(その1)

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規	担当課名	協働体制の	の必要性
NO	事業名等	天旭に関する共体が17日	実施期間	担目除有	市民	事業者
52	買物袋(マイバック) の持参運動の促進	マイバック運動は、一部の市民 団体、事業所での取り組みがな されています。これを全市民的 なものに拡大する必要がありま	継続	市民生活課	0	0
		す。市民や関係団体等に対し広 報啓発し、連携しながら推進を 進める。	前中後			
53	具体的な取り組み事 例の紹介などの情報 提供 事業系一般廃棄物の	ごみの分別方法などの周知徹底 を広報誌やごみカレンダーなど を活用して継続的に提供してい く。また、新規の分別方法など を実施する場合も、情報媒体を	継続	市民生活課		
	減量・再資源化に向けて (多量排出事業者及び特定事業建築物の 所有者、事業者の皆様へ)	活用して具体的な事例などを紹介し、市民の理解・協力を得ながら、より一層のごみの減量化、資源化を進めたい。	前中後		©	©
54	ごみの分別回収等の 地域活動の取り組み 支援(ボランティア 回収に対する)	市民グループ、各種団体、各自 治区が地域の環境整備のため、 公共的な施設や場所を自主的に 清掃活動を実施された場合、市 の担当課と連携しながら、回収 したゴミの運搬・処理の協力を 行う。	継続前中後	市民生活課	©	
55	コンポスト容器の設 置促進	一般家庭から排出される生ごみ を市民自ら処理するためにコン ポスト(家庭用生ごみ処理機) を購入した場合、その購入に係 る費用の一部補助を行う。	継続前中後	市民生活課	©	
56	循環型社会形成についての意識啓発	「大量消費-大量リサイクル」 のシステムでは循環型社会実現 の目的に合致しないため、リサ イクルが自己目的化しないよ う、まずは、リデュース(削減)、 リユース(再使用)に努めるべ きであることを市民へ啓発す る。	継続前中後	市民生活課	©	

^{*}実施期間は平成 26~29 年度を前期、平成 30~32 年度を中期、平成 33~35 年を後期として示します。

^{*}協働体制の必要性の◎は、主体的な活動が必要とされるもの、○は協力体制の必要とされるものを示します。

I. ごみの減量化・資源化(その2)

No	具体的な施策・	字按区則去乙具体的内容	継続・新規	扣业部友	協働体制の必要性	
NO	No 実施に関する具体的内容 事業名等 実施に関する具体的内容		実施期間	担当課名	市民	事業者
57	一般廃棄物における リサイクル率の向上	本市の廃棄物の約85%が可燃物であり、その約50%を紙・布類でありていることから、現在推進している古紙回収の啓発を強化し、回収率の向上を図る。また、古布等の分別回収についても研究を行い、リサイクルを図る。事業系一般廃棄物の抑制については、関係者への啓発を強化する。	継続前中後	市民生活課	©	0

Ⅱ. ごみ処理、リサイクル体制の充実

N	具体的な施策・	生生に関わり目なめ中央	継続・新規	+□ V/ ₹⊞ A7	協働体制	の必要性
No	事業名等	実施に関する具体的内容 事業名等		担当課名	市民	事業者
58	一般廃棄物処理に関 する新たな施設の建 設	多久市及び小城市のごみの広域 処理を行う新たなごみ処理施設 を平成31年度までに設置する。 また、現在の施設については、	新規	市民生活課 (広域CS推進 係)	0	
		ダイオキシン*1対策など、さまざまな環境基準に対応した機能 を維持する。	前中後			
59	廃棄物の不法投棄、 不法埋立への監視・ 指導強化	ごみの不法投棄を防止し、快適 な生活環境を守るため、佐賀県 が委嘱する廃棄物監視員との連 携を図りながら、パトロールの 強化や不法投棄防止看板の設置 及び監視カメラの活用など不法 投棄防止対策を実施する。	維続 神 後	市民生活課		
60	汚泥の堆肥化	公共下水道施設及び農業集落排水 ^{※2} 施設より発生する汚泥については、堆肥化に努める。	継続 前 中 後	都市計画課		



西溪校 7年 野田 光希子



西溪校 7年 井手 亜梨沙

※1 ダイオキシン: PCDD (ポリ塩化ジベンゾダイオキシン類) の総称。毒性が強く、ごみ焼却などの際にも少量発生

することが知られている。 ※2 農業集落排水:村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ、台所、お風呂から出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設。

Ⅲ. 環境配慮型商品の利用促進

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規 担当課名		協働体制の)必要性
INO	事業名等	実施に関する具体的内容 ―― 業名等 ――	実施期間	担目硃石	市民	事業者
61	エコカー・グリーン購入に努める	市の物品調達にあたっては、グリーン購入法対象物品の購入に努める。また、公用車の更新にあたっては、電気自動車等の	新期前中後	管財契約課		
62	環境配慮型商品の情 報提供	エコカーの導入に努める。 国・県や関連機関からの関係商品等を必要に応じて広報媒体 や関連機関を通じて市民・事業 所等に情報提供する。	継続前中後	市民生活課		

③進捗指標と数値目標

「省資源化対策・循環型社会の構築」の進捗指標として、以下の目標値を定めます。

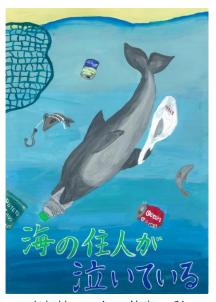
進捗指標	実績	目標	備考
コンポスト容器の設置補	681 基	750 基	
助数 (累計)	(平成 24 年度)	(平成 35 年度)	
市民一人、一目当たりの	744 g	642 g	
ごみ排出量	(平成 24 年度実績)	(平成 35 年度)	
リサイクル率	24. 32%	30.7%	
	(平成24年度実績)	(平成 35 年度)	



東部校 8年 中村 美咲



東部校 8年 笠原 亜衣



7年 徳島 東部校

(5) 環境保全体制

1)環境学習と保全活動の推進

①現況特性と課題

- ●本市には、美化活動や歴史・文化の普及活動の他、まちづくりやグリーンツーリズムなど様々な活動を行っている団体が存在しています。また、アンケート調査によると、事業者の地域社会活動等への参加、協力は地域の清掃活動・ボランティア活動以外はあまり実施されていませんが、今後は取り組む予定の回答が多く、地域との関わりを重視する意向が見られます。今後は行政、市民団体、事業者の連携強化を検討する必要があります。
- ●アンケート調査によると、満足度が低く、重要度の高い重点的に改善すべき分野の1つに環境教育・環境学習の推進が挙げられています。現在、中央公民館や地区公民館における各種サークルによる生涯学習講座のほか、市民主導で企画運営されている

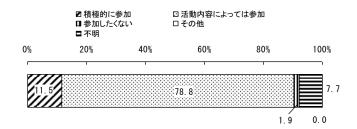


図 24 地域活動に参加したい割合

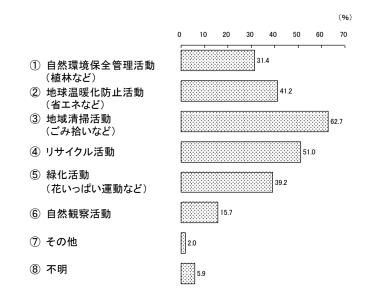


図 25 地域活動に参加したい活動内容

「たく市民大学ゆい工房」による通年講座が行われています。今後、活動をさらに展開させ、 全ての年齢層を対象とする環境学習の推進を行っていく必要があります。

●アンケート調査によると、環境に配慮した行動の必要性を感じている人がいる一方、どのような行動をとったらよいかわからないと回答した人が約2割を占めます。また、行政に提供してほしい環境に関する情報として、環境問題に対する本市の対応の状況、環境に配慮した製品や暮らしの工夫に関する情報が多く挙げられています。また事業者のエコアクション21^{※1}などの環境マネジメントシステム^{※2}への関心が高いことから、取り組みの推進を進めるためのしくみづくりが必要です。

^{※1} エコアクション 21:現環境省の中小企業向け環境保全活動推進プログラム。環境への負荷の自己チェック、 取り組みの自己チェックと環境保全計画の策定及び環境活動レポートの公表からなる。

^{※2} 環境マネジメントシステム:企業などの事業体が環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・ 記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きのことを さす。

【環境課題】

- ●行政、市民団体、事業者の連携強化
- ●全ての年齢層を対象とする環境学習の推進
- ●多久市の環境の現状、行政の取り組みをまとめた年次報告書の作成
- ●環境配慮行動の手引き書、環境マネジメントシステムの導入促進

②施策の概要

「環境学習と保全活動の推進」に関する市が取り組む施策の概要を示します。

I. 総合的な環境教育・学習の推進

NT.	具体的な施策・	存状 区 眼上 7 日 体	継続・新規	hp 기기를 모 수	協働体制の	の必要性
No	事業名等	実施に関する具体的内容	実施期間	担当課名	市民	事業者
63	学校教育における 「環境教育」の推進	豊かな緑に囲まれた地域を有効 な資源として、観光、環境教育 や学習等に活用する。	継続 前 中 後	学校教育課	0	0
64	総合的放課後対策事 業の推進	共働きなどで、昼間に保護者不在となる家庭の児童の放課後における健全な育成を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室等の事業を継続して実施する。事業を通じて、保護者、	継続	学校教育課 生涯学習課	0	
		学校、放課後児童指導員や地域 住民との連携による地域教育力 の向上、保育活動の充実、情報 の共有、子育ての共同化を進め る。	前中後			
65	中央公民館、地区公 民館における各種講 座の開催	学習ニーズに関する市民の意向 の把握に努め、市民ニーズに即 した各種講座の開催や学習成果 の発表の場の充実に努める。	継続 前 中 後	生涯学習課	0	
66	食育活動の推進	「多久市食育推進計画」の重点 目標に「食を通じた環境づくり を実践しましょう」を掲げ、ご みを減らすやもったいないの気 持ちを育てるなどの実践項目を 設定し、市内の保育園や学校、 事業所等の関係機関が活動して いる。	継続 前 中 後	健康増進課		

^{*}実施期間は平成 26~29 年度を前期、平成 30~32 年度を中期、平成 33~35 年を後期として示します。

^{*}協働体制の必要性の◎は、主体的な活動が必要とされるもの、○は協力体制の必要とされるものを示します。

Ⅱ. 指導人材の育成・活用

No	具体的な施策・	実施に関する具体的内容	継続・新規	担当課名	協働体制の必要性	
NO	事業名等		実施期間	担 三 联 名	市民	事業者
67	新しい時代のコミュ ニティづくりの推進	地域の環境保全に関して、地域を越えたコミュニティ組織の形	新規	総合政策課		
		成に関する支援や組織強化の支援を行う。	前中後		0	
68	人材登録制度の検討	学校への講師派遣、地域の自然 観察会など地域の人材活用のた	新規	総合政策課		
	めの登録制度を検討する。		前中後			

Ⅲ. 環境保全活動の促進

No	具体的な施策・	字坛) 7 明 子 7 月 伏的内容	継続・新規	扣小細刀	協働体制の必要性	
INO	事業名等	実施に関する具体的内容	実施期間	担当課名	市民	事業者
69	地場農産物の消費拡大	市内農産物の学校給食での提供拡大や農産物直売所での販売な	継続	農林課		
		ど、地産地消に取り組む活動を 支援する。	前 中 後			
70	ボランティア活動・ NPO活動の促進支	環境保全に関するボランティア 活動や NPO 活動に対する支援に	新規	総合政策課		
	援	努めるとともに、新たな環境関連市民組織の形成に関する支援 を行う。	前中後		0	
71	各活動主体間のネットワークと連携促進 の支援	市民主体による環境保全活動が 幅広く展開できるよう、活動主 体となっているボランティア団	継続	総合政策課	0	
		体、NPO 法人、地域コミュニティ 組織などの市民社会組織のネッ トワーク化を促進する。	前中後		©	
72	ボランティア活動・ NPO活動への加入 促進対策の促進	環境保全に関するボランティア 団体・NPO法人の活動内容を広く 周知させるとともに、その活動 の重要性を啓発し、幅広い世代 の加入促進を図る。	新規前中後	総合政策課	0	

IV. 環境情報の整備と提供

N-	具体的な施策・	字坛) 7 明十 7 日	継続・新規	担当課名	協働体制の必要性	
INO	No 事業名等	実施に関する具体的内容	実施期間		市民	事業者
73	市民によるボランティア清掃活動の促進	現在行われているボランティア 団体等による清掃活動を推進し ながら、その他の市民、市民団	新規	市全課	0	0
		体、事業者、行政等あらゆる組織との協働体制を進め、清掃活動を実施する。	前中後		0	0
74	市立図書館活動の充 実	図書館内に環境に関するコーナ ーを設け、関係資料を整備する	新規	生涯学習課		
		ことで、手軽に情報を入手でき るようにする。	前中後			
75	年次報告書の作成	環境基本計画に位置づけられる 施策の進捗、環境の状況につい	新期	市民生活課		
		て年次報告書をとりまとめ、公 表する。	前中後			

③進捗指標と数値目標

「環境学習と保全活動の推進」の進捗指標として、以下の目標値を定めます。

進捗指標	実績	目標	備考
環境活動協力市民組織数	4 団体 (平成 25 年)	8団体 (平成 35 年度までの累計)	

3. 広域・協働で取り組む重点施策

大気、水、土壌などの環境の広がりは、本来、多久市の一行政区内のみに収まるものではありません。また、これらの環境に働きかけ、恵みを得る対象も特定の主体に留まるものではありません。環境を考える際には環境の空間的な広がり、恵みを受ける対象者の広がりを捉え、関係者で効率的に取り組んでいく必要があります。

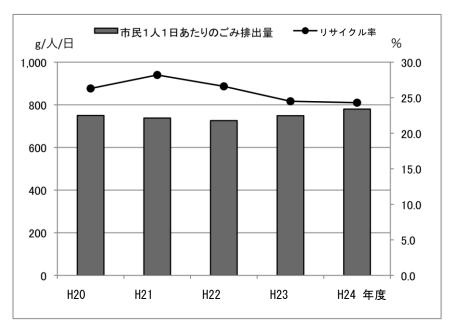
本市では、広域、全ての主体で取り組むことで、確実な効果の得られる環境課題を抽出し、重点施策として、展開していきます。

(1) ごみの減量・資源化プロジェクト

1) ごみの減量・資源化の現状

市民1人1日あたりのごみ排出量の平成24年度実績は、780g/人/日であり、平成22年度以降増加する傾向を示しています。

また、リサイクル率については、平成 21 年度以降減少傾向にあり、平成 24 年度では 24.3% となっています。



項目	H. 20	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
市民1人1日あたりのごみ排出量	750	738	726	749	780
リサイクル率	26. 3	28. 2	26. 6	24. 5	24. 3

図 26 ごみの減量・資源化の現状

2) プロジェクト推進のための具体的方針

本市は、「廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進」を目標とし、循環型社会形成に向けたご み処理体制の充実等に取り組んでいきます。

4 R 運動の推進

4R (Reduce: ごみを減らす、Reuse: ものを再使用する、Recycle: リサイクルする、Refuse: レジ袋の利用等を断る)を積極的に推進しながら、中間処理量*1や最終処分*2の削減を図ります。

・環境教育の充実

住民及び事業者に対し、廃棄物問題や環境問題について、分かりやすい情報を提供する等、 環境教育の充実を図ります。

・住民・事業者・行政の役割の明確化と実行

住民・事業者・行政の三者が協働して、ごみ減量化及び資源の有効利用等を自らの問題として考え、取り組むことを目指します。それぞれの役割を明確化し、かつ、有効に実行していきます。

廃棄物の適正処理の推進

処理施設の広域的整備

佐賀県ごみ処理広域化計画の中での位置付けに基づいて、今後設立予定の協議会内から発生するごみについては、資源の有効利用、適正処理及び自区内処理の原則から広域的な施設整備を推進していきます。

- ・効率的なごみ処理事業の推進処理経費の削減が図られるような効率的な処理事業を様々な角度から検討します。
- ・不法投棄の防止

住民、事業者、行政が一体となって不法投棄防止に取り組みます。

3)目標

数値目標を以下に示します。

項目		H. 24 実績	H. 27 数値目標中間年次	H. 32 数値目標年次	
減量化	1人1日当たりの ごみ総排出量	780 g/人/目以下	696 g/人/目以下	691 g/人/目以下	
	事業系ごみの排出量	3.0 t/目以下	2.6 t/目以下	2.5 t/目以下	
リサイクル率		24.3%以上	29.6%以上	29.6%以上	

^{※1} 中間処理量:収集した可燃ゴミを燃やしたり、不燃ゴミを破砕・選別したりしてできるだけ小さく、軽くして、 最終処分場に埋め立てた後も環境に悪い影響を与えないようにする処理工程。

^{※2} 最終処分:廃棄物処理法(1970年制定)による埋立処分、海洋投棄処分または再生のこと。ごみは、収集・運搬 された後、消却などの中間処理を経て最終処分され、最終処分のほとんどは埋め立て処分による。

第4章 計画の推進



二千年ハス

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 推進体制

多久市の環境基本計画の推進は、「多久市環境審議会」、「多久市環境基本計画推進委員会」の 2つの組織が連携して、下記のような体制のもと、着実な展開を図ります。

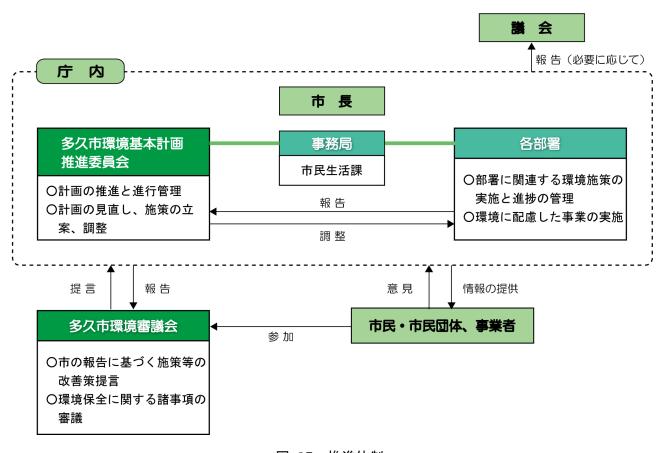


図 27 推進体制

(2)組織の役割

1) 多久市環境審議会

多久市環境審議会は、多久市環境基本条例(第19条)に基づき設置されるものです。学識者、関係行政機関の職員、関係団体の代表等から構成されます。環境保全に係わる諸事項を審議するとともに、環境に係わる施策の実施状況等の報告に対して提言や助言を行います。

2) 多久市環境基本計画推進委員会

各部署で実施される施策について、委員会において施策の進行状況を管理するとともに、進行 状況に応じて施策の見直し等について調整・検討します。

また、毎年進捗状況等を年次報告書等の形式でまとめるとともに、「多久市環境審議会」等に報告することとします。

2. 計画の進行管理

(1)計画の目標と進行管理

各項目の進捗指標等は、毎年確認を行うこととします。

進捗指標のうち、市民アンケート調査に基づき目標を設定しているものについては、環境モニター制度やアンケート調査等を実施して進捗管理するものとします。

(2) 進行管理

環境基本計画の総合的なマネジメントのためには、計画の内容を継続的に進行管理することが 必要です。

進行管理のためのシステムとして、毎年進捗状況等を年次報告書等の形式でまとめ、多久市環境基本計画推進委員会及び多久市環境審議会の中で進行状況を報告して進行管理を行います。

(3) 年次報告書の公表

環境基本計画の進捗状況は、毎年、年次報告書としてとりまとめ、多久市環境審議会へ報告するとともに、広く公表し、市民の意見を求めます。この年次報告書の中には、市が推進した事業のみでなく、「広域・協働で取り組む重点施策」のように市民や事業者と協働で実施した取り組みや運動についても可能な限り掲載するものとします。

資 料 編

- 1 多久市環境基本条例
- 2 多久市環境審議会規則
- 3 多久市環境審議会名簿
- 4 多久市環境基本計画策定委員会名簿
- 5 計画策定の経緯
- 6 多久市環境基本計画の策定について(諮問)
- 7 多久市環境基本計画の策定について(答申)
- 8 パブリックコメントの概要
- 9 基礎調査の概要 (アンケート調査)
- 10 用語の解説



多久聖廟

1 多久市環境基本条例

〇多久市環境基本条例

平成 24 年 3 月 31 日

条例第 14 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第 2 章 基本方針(第 7 条—第 16 条)

第3章 環境基本計画(第17条 第18条)

第 4 章 環境審議会(第 19 条)

第5章 雑則(第20条)

附則

多久市は、佐賀県の中央に位置し、北側に天山、東側に両子山、西側に八幡岳、船山、南側に鬼の鼻山と、周囲を山に囲まれた盆地で、豊かな自然と、県南の気候と県北の気候を有した四季の変化が豊かなところにある。高度成長期の日本を支えた石炭産業の隆盛期には、人口数も最大となり、大いに賑わっていたが、エネルギー政策の変化に伴い、いにしえの文化を今に伝える孔子の里として、特色ある伝統文化を育みつつ、緑あふれる豊かな自然に囲まれ、落ち着いたたたずまいの街となっている。

しかしながら、今日の私たちの生活は、世の中の情勢の変化や進歩にともない、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に排出するようになり、私たちに豊かな生活の変化をもたらした反面、環境への負荷を著しく増大させ、その結果、地域の環境のみならず、全ての生物の生存基盤である地球環境をも、脅かすようになってきている。

私たちは、健康で文化的な生活を確保しながら、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有しているが、その良好な環境を保ち、将来の世代に引き継いでいく責務もまた負っている。健全で恵み豊かなふるさと多久の環境を維持していくため、自らの日常生活や経済活動の在り方を見つめ直し、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を担い、地球環境への負荷を少なくして、持続的な発展が可能な社会の構築をするため、私たちもまた地球に住む生命体の一員であることを認識して、自然と共生し、地球環境の保全に貢献することにより、豊かなふるさとを次世代に引き継ぐことを願い、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、市民の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承し、維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 市民一人ひとりが環境を守ることの大切さを学び、生態系及び市域の自然的条件に配慮し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割のもとに、自主的かつ積極的に環境の保全を行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識し、その事業活動及び日常生活において、積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。) に基づき、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の排 出抑制及び再生利用を図るなど、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなけれ ばならない。 2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に取り組み、協力をするものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物の処理その他の公害を発生させないために、自らの責任において適切な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るなど、環境への負荷の低減、その他の環境の保全に自ら積極的に努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境 の保全に関する施策に積極的に取り組み協力をするものとする。

第2章 基本方針

(施策の策定等に係る指針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用等により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を図ること。
- (4) 地域の個性を生かした歴史的、文化的遺産の保全と、良好な都市景観及び居住環境の形成等により、潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境の保全上の助言等)

第9条 市長は、環境の保全上の支障の防止のため必要な助言、指導又は勧告(以下「助言等」という。)を行うことができる。

2 市長は、助言等を行ったときは、関係者に対し必要な報告を求めることができる。

(市民等の活動への支援)

第 10 条 市は、市民及び事業者(以下「市民等」という。)が行う環境への負荷の低減、その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第 11 条 市は、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、環境の保全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 12 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進、並びに環境の保全に関する教育及び学習の振興に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を、適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第13条 市は、環境の状況の把握、その他の環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(必要な措置)

第 14 条 市長は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に対し、必要な措置を講じることができるものとする。

2 市民等は、市長に対し、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に対し、必要な措置を講ずるように求めることができる。

(施策の推進体制の整備等)

第 15 条 市は、各関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協力し、環境の保全に関する施策を効果的に推進するための体制を整備するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 16 条 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第3章 環境基本計画

(環境基本計画等)

第 17 条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、多久市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実施計画等)

第 18 条 市長は、前条の環境基本計画に基づき、市及び市民等がそれぞれの責務に応じて環境の保全を協働して実践するため、必要な事項を定めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第 19 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、多久市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

- (3) その他市長が必要と認めること。
- 3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員の再任は、妨げない。
- 7 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 多久市環境審議会規則

〇多久市環境審議会規則

平成 24 年 3 月 31 日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、多久市環境基本条例(平成24年多久市条例第14号)第19条の規定に基づき、多久市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を 定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、その説明及び意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民生活課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

3 多久市環境審議会名簿

·環境審議会名簿(平成25年5月28日~平成26年3月31日)

区 分	氏 名	所属団体	備考
学識経験者	宮島 徹	佐賀大学大学院 (教授)	会長
子畝腔陝有	森 博茂	多久市立東部小中学校副校長 (理科教論)	
	飯盛 康登 多久市商工会(会長)		
	円城寺吉一	佐賀県農業協同組合 (常務理事)	
各種団体	中島 慶子 多久市男女共同参画ネットワーク (会長)		
	大塚 正直	多久市嘱託員会 (代表)	副会長
	今泉 弘	多久市小中学校長・副校長会(会長)	
行政機関	渕上 哲也	多久市 (副市長)	

4 多久市環境基本計画策定委員会名簿

・環境基本計画策定委員会名簿(平成25年4月1日~平成26年3月31日)

	氏	名	所属	備考
委員	田中 和	憓積	総合政策課長	
委員	諸江	啓二	財政課長	
委員	倉富	孝範	管財契約課長	
委員	松瀬	浩	建設課長	
委員	石井 泊	淳二	農林課長	
委員	福田	 隶雄	都市計画課長	
委員	山下	浩伸	教育総務課長	
委員	峰	茂樹	学校教育課長	
委員	松尾	智	生涯学習課長	
委員	江打 🦸	邦彦	商工観光課長	
委員	齋藤 🦠	智子	健康増進課長	

事務局	駄原	博美	市民生活課長	
JJ	岸川	隆	生活環境係長	
JJ	廣川	秋仁	生活環境主査	

5 計画策定の経緯

<平成 24 年度>	
平成24年 4月~	多久市環境基本条例施行
平成24年 9月~	既存資料基礎調査実施
平成24年10月19日 ~11月 6日	市民アンケート調査、事業者アンケート調査
平成24年12月13日~ 平成25年 1月11日	市役所(各課)アンケート調査
<平成25年度>	
平成25年 5月28日	第1回多久市環境審議会(諮問)
平成25年 9月 3日 ~9月30日	第1回環境関連施策・事業等調査実施
平成25年10月 9日 ~10月16日	第2回環境関連施策・事業等調査実施及び調整
平成25年11月15日 ~11月21日	第3回環境関連施策・事業等調査実施及び調整
平成25年11月25日	多久市環境基本計画庁內各課担当者調整会議
平成25年12月18日	第1回多久市環境基本計画策定委員会
平成25年12月20日	第2回多久市環境審議会
平成26年 1月16日	多久市議会情報交換会 (市議全員)
平成26年 1月18日 ~2月16日	計画書素案の公表と市民意見の募集 (パブリックコメント)
平成26年 2月17日 ~2月25日	第4回環境関連施策・事業等調査実施及び調整
平成26年 3月18日	第2回多久市環境基本計画策定委員会
平成26年 3月25日	第3回多久市環境審議会(答申)

6 多久市環境基本計画の策定について(諮問)

多市民 第 200号 平成25年 5月28日

多久市環境審議会会長 宮島 徹 様

多久市長 横尾俊彦 世間

多久市環境基本計画策定について (諮問)

多久市環境基本条例第17条の規定により、多久市環境基本計画について審議会に諮問いたします。

7 多久市環境基本計画の策定について(答申)

平成26年3月25日

多久市長 横尾 俊彦 様

多久市環境審議会 会長 宮 島 徹

多久市環境基本計画について (答申)

平成25年5月28日付け多市民第200号をもって諮問された多久市環境基本計画について、本審議会で審議を重ねた結果、本日ここに別冊のとおり「多久市環境基本計画」を答申します。

今後、本計画の内容と進捗状況については、市民に対し十分に説明されるとともに、本審議会の意見等十分尊重し、計画の実現に努められ、多久市の豊かな環境を将来にわたって継承されるように切に要望します。

8 パブリックコメントの概要

パブリックコメントでいただいたご意見 59 件のうち、計画内容に関するご意見 12 件に対する 対応の結果を以下に示します。

■第1章 環境基本計画とはなにか

- 37 1	早	
連番	いただいた ご意見	市の考え方
1.	計画策定の目的	
1	1.当計画の本文の【計画策定の目的】の中に、「環境基本計画は、物質的な豊かさを求める社会から持続可能な社会の構築への転換を本市において実現することを目指し、市、市民および事業者それぞれの立場における役割を明らかにし、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。」とあります。以下の点を教えて下さい。	「1. 計画策定の目的」の文章 9~11 行目を以下の文章に変更します。「環境基本計画は、物質的な豊かさを求める社会から、限りある資源を大切にし、私たちや将来の世代の誰もが変わらぬ地域環境からの恩恵を享受できる持続可能な社会の構築への転換を本市において実現することを目指します。そのため・・・。」
5	①物質的な豊かさを求める社会から持続可能な社会の構築への転換」とありますが、もう少し具体的なご説明をお願い致します。 計画検討にあたっての基礎的な要件 (1) 多	な市のプロフィール
2	1. JR 唐津線の利用客について、「横這いで推移しています。人口減少に伴う明確な傾向は認められません。」とありますが、具体的なその根拠となるデータを教えて下さい。	鉄道乗降客数関係表 追加修正します。
3	2. 路線バスの項で、今年から始まった「新 ふれあいバス・多久デマンドタクシー」 についても記載されたら良いのではと思 いますが。	また、平成26年1月からは自家用有償バス(ふれあいバス)の路線再編や、バス路線のない地域における乗合型タクシー(多久デマンドタクシー)の運行を行っています。・・・を追記します。

■第3章 施策への展開

連番	いただいた ご意見	市の考え方
2.	市が取り組む施策	
4	1. 「林業者、農業者の担い手集積」も【継続】となっています。農地整備、耕作者・作物・流通などの課題を一体として検討とありますが、すでに整理はされたのでしょうか?	現状は、一体となった検討には至っておらず、 個別に対応しています。 事業名を「林業者、農業者の担い手集積」から 「農業者の担い手集積」に変更します。
5	【自然とのふれあいの場、機会の創出】	
	1.「水辺とふれあえる施設の整備」、「自然 観察会・学習会の開催」の実施期間が【後 期】・・平成33~35年となっています が、なぜこの様な「後期」に設定されたの でしょうか?	「自然観察会・学習会の開催」については、実施期間を後期から前期に修正します。また、担当課を生涯学習課と学校教育課とします。 関係課と連携して早期開催を目指します。 「水辺とふれあえる施設の整備」については、整備計画等の予定がないためそのまま「後期」とします。

連番	いただいた ご意見	市の考え方
6	2.また、数値目標の「自然観察会・学習会の 開催回数」が「平成35年度に1回」となっていますが、わずか1回とされた理由は 何でしょうか?	1回を2回に修正します。 関係課と連携して早期開催を目指します。
7	1.「多久市地球温暖化対策実行計画」において最終年度の平成22年度には17%の削減率を達成され、目標であった削減率:6%削減を大幅に超えて達成されています。しかし、平成35年度の「市の施設のCO2排出量」目標の基準となる年度を平成16年度とされ、しかも削減目標を「3.8%以上」とされた理由は何でしょうか?平成22年度にはすでに5,459,647kg(平成16年度比:約17%削減)の削減を達成されています。この目標では平成22年度よりも排出量は増えてもいいと受け取られますが?	3.8% 以上とした理由につきましては、国が平成 24 年 11 月にポーランドで開催された(国連気候変動枠組み条約第 19 回締約国会議) で出した CO_2 削減の新たな目標値「 05 年比 3.8% 削減」としたことで、その数値をあげています。 ご指摘のとおり、排出量を増やしてもよいと受け取られますので、目標数値の見直しを検討します。 前回までの国基準(京都議定書)時の 6% 削減に設定します。
8	1.「各戸住宅用太陽光発電の導入数」で平成 35 年度目標を400箇所とされています が、その目標根拠は何ですか?	備考部分に解説文章に「・・・申請件数の推移 傾向より算出」を追加します。
9	【省資源化対策・循環型社会の構築】	
	1.「多久市清掃センターに代わって、小城市 との広域処理のための新たな施設の建設 を進めています。」とありますが、「建設 を進めています。」というこの表現は、今 時点で言えますか?	「建設の計画を小城市と進めています。」に修 正します。
1 0	【環境保全体制】	
	1.「学校教育における環境教育の推進」の担当課名が「全体」となっていますが、主体となるのは「市教育委員会・学校教育課」ではないでしょうか? 「全体」とすると推進がぼやけることにもなります。	主体となる課を筆頭に記入します。 「学校教育課」とします。
11	2.「市立図書館活動の充実」においてその具体的な実施期間が【後期】とされたのは何か理由がありますか?	後期を前期に修正します。 現在の図書館には、「環境に関するコーナーを 設け、関係資料を整備することで、手軽に情報 を入手できるようにする。」ためのスペースが ありませんが、早期に、工夫して企画展として 掲示するよう努めます。
1 2	3.「環境関連登録市民組織」が平成25年度で4団体とありますが、その団体名を教えて下さい。	環境関連登録市民組織数を環境活動協力市民 組織数に修正します。 4団体は下記のとおりです。 ・多久市そうじの会 ・有明の海を守るふれあいの会 ・多久美化クラブ ・多久のゴミを減らそう会

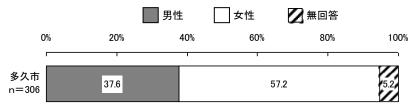
9 基礎調査の概要(アンケート調査)

<アンケート調査の概要>

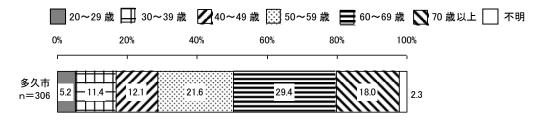
項目	市民	事業者
調査期間	送付 平成24年10月19日(金) ビ切 同年11月6日(火) (留置期間 約2週間)	送付 平成24年10月19日(金) 〆切 同年11月6日(火) (留置期間 約2週間)
調査方法	郵送法	多久市商工会を通じて、事業所に配布、 回収は郵送法
調査対象	20歳以上の多久市在住者 (住民基本台帳からの無作為抽出)	多久市内の事業所
調査数量	配布数:1,000人 (うち、7人無効) 回収数:306人 (回収率:30.8%)	配布数:100事業所 (うち2件無効) 回収数:52社 (回収率:52.0%)
設問項目	①属性 ②身近な環境の満足度や問題点について ③周辺環境を良くしたり、快適にするために必要な行動の実践状況について ④将来も守っていきたいすぐれた環境と改善したい環境について ⑤行政の施策への意向と要望 ⑥将来目指すべき環境イメージ ⑦環境に関する自由意見	①属性 ②貴事業所の環境保全体制について ③環境保全に関する施策について ④省エネルギー・省資源・リサイクルに 関する取り組み状況について ⑤行政に期待する支援策について ⑥自由意見

<市民アンケート回答者の属性>

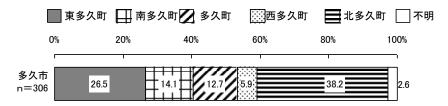
(1) あなたの性別は



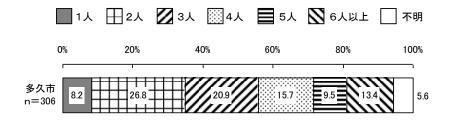
(2) あなたの年齢は



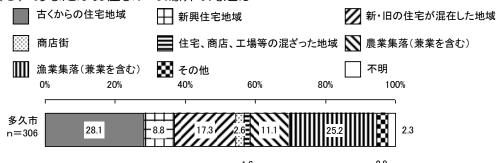
(3) あなたのお住まいの地区は



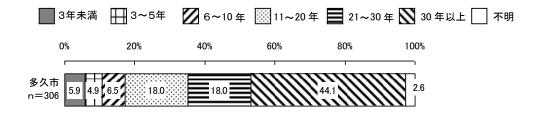
(4) あなたの世帯人員は何人ですか



(5) あなたがお住まいの場所の周辺は

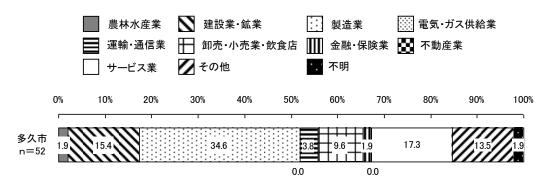


(6) あなたは、今のお宅にお住まいになって、何年ですか

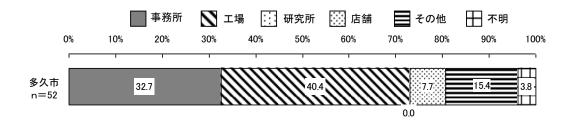


<業者アンケート回答者の属性>

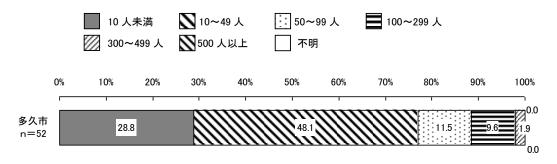
(1) 貴事業所の業種は



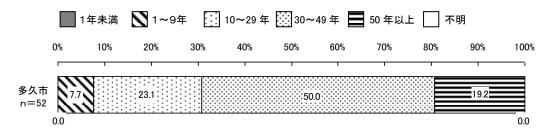
(2) 貴事業所の形態は



(3) 貴事業所の従業員数は



(4) 貴事業所の営業年数は



10 用語の解説

あ行

エコアクション21

●1996 年 9 月の ISO14001 の発行に合わせて環境庁(現環境省)から出された中小企業向けの環境保全活動推進プログラムです。内容としては環境への負荷の自己チェック、取り組みの自己チェックと環境保全計画の策定及び環境活動レポートの公表からなります。プログラム参加企業の登録制度として発足しましたが2004年に ISO14001 と同じような認証・登録制度に改訂されました。

温室効果ガス

●太陽からの日射エネルギーを通過させる一方、地表から放射される赤外線を吸収して熱が地球外へ出て行くのを防ぐ性質をもつガス。CO₂ やメタンなどがあり、温室効果はそれぞれ異なります。これらのガスが大気中にあることで、地球の平均気温は約 14 度に保たれていますが、なにもしないとマイナス 19 度前後になってしまいます。人間の活動によって大量の温室効果ガスが大気中に放出され、地球温暖化を引き起こしたとされています。

か行

外来生物

●ある地域にもとから生息していなかったのに、人間の活動によって外部から持ち込まれた生物のこと。生態系は長い期間をかけてつくりあげられ、絶妙なバランスの上に成立しています。外来生物の中には生物多様性を脅かすとともに、農林水産業にも影響を与えます。また、毒をもつものや凶暴な生物もおり、直接人間に害を与える場合もあります。国際化の進展によって海外との交流が活発化し、ペットブームや釣りブームなども理由となって、近年、外来生物の被害が数多く発生しています。このため、外来生物法が2005年に施行され、特定外来生物の飼育、輸入などが原則禁止されました。

環境マネジメントシステム

●環境マネジメントシステムとは企業などの事業体が環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きのことをさします。また、一連の環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境管理に関する計画などの実行計画に関する実行状況の点検作業は環境監査と呼ばれています。

グリーンツーリズム(活動)

●農村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。都市住民の自然・ふるさと志向と、豊かな村づくりをすすめようとする農村漁村の思いを背景にして、農林水産省が主導してグリーン・ツーリズムの推進に力を入れています。稲刈りなどの農業体験、定置網曳きなどの漁業体験、地域の食体験、村祭りへの参加体験などさまざまなメニューが開発されています。国は農村と都市住民が交流できる基本的な指針や法律を整備して、グリーン・ツーリズムの振興を図っています。

光化学オキシダント

●大気中の二酸化窒素と炭化水素類が紫外線により光化学反応してできる物質です。浮遊粒子状物質(SPM)と共に光化学スモッグの原因となります。オゾンを主成分とする光化学オキシダントは、眼を刺激する有害物質で、光化学オキシダント濃度が 1 時間値で0.12ppm を超える状況が予測される場合、光化学スモッグ注意報が発令され、野外活動が制限されます。

高効率給湯器

●エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れています。潜熱回収型・ガスエンジン型・CO2 冷媒ヒートポンプ型などがあります。家庭からの二酸化炭素排出量の約30パーセントを給湯が占めていることから、国や自治体は一般家庭や事業者を対象に、高効率給湯器の普及促進を目的とする補助金制度を設けています。

さ行

最終処分

●ごみを最終的に処分すること。廃棄物処理法(1970 年制定)は、ごみの排出を抑制し、また、適正な処理によって、生活環境を清潔にして、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。同法によると、最終処分とは、埋立処分、海洋投棄処分または再生のことをいいます。ごみは、収集・運搬された後、消却などの中間処理を経て最終処分されます。海洋投棄は埋め立てが困難な場合にのみ行うべきものとされているため、最終処分のほとんどは埋め立て処分によって行われています。埋め立て処分を行う施設を最終処分場といいます。廃棄物処理法では、産業廃棄物の運搬や処分を他人に委託する場合、産業廃棄物の引き渡しと同時にその運搬の受託者などに対して産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付を義務づけており、マニフェストにも、最終処分を行う予定先の所在地を排出事業者が記載する必要があります。この場合、委託した産業廃棄物が中間処理後に一部再生され、残った部分を埋め立て処分する場合には、再生処理施設と最終処分場の両方を記載する必要があります。

再生可能エネルギー賦存量

●自然現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な枯渇しないエネルギー源のこと。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力などがあります。半永久的に使用し続けることができ、二酸化炭素(CO2)などの温室効果ガスを発生しないといった長所をもち、石油や天然ガスなどの化石燃料や、ウランなどの埋蔵資源のようにストック(賦存量)が一定で再生不可能な枯渇性エネルギーの対極にあります。このため国内外で導入が進められているが、ある地域で1年間に得られるエネルギー量が限定され、立地条件によって経済性が左右されるという短所があります。

欧米では再生可能エネルギーの導入を支援する政策や取り組みが積極的に行われ、広く普及しています。EU は地球温暖化を防止するため、2020 年までに再生可能エネルギーの供給率を20%に高める戦略を打ち出しています。各国の動きをみると、ドイツは電力供給事業者に再生可能エネルギーの買い取りを義務づける再生可能エネルギー法を2000年に施行しました。また、スウェーデンは一定割合の再生可能電気の購入を電気消費者に義務づける電気認証制度を2003年に導入しました。一方、米国でも再生可能エネルギーに対するさまざまな支援策が行われています。

わが国では、2010年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画の中で、2020年までに1次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%に引き上げる目標が示されていますが、現在は約2%に過ぎません。こうした状況を好転させるため、2011年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、再生可能エネルギーでつくられた電気の買い取りを電気事業者に対して一定の期間や価格を設定して義務づける「固定価格買取制度」が、2012年7月から始まることとなりました。なお、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」では、太陽光や風力による発電のほかバイオマス、小水力などを新エネルギーと定義しています。

賦存量とは、ある資源について、理論的に導き出された総量。資源を利用するにあたっての制約などは考慮に入れないため、一般にその資源の利用可能量を上回ることになります。

佐賀県のレッドリスト・レッドデータブック

●佐賀県での絶滅のおそれのある野生生物の生育・生息状況を取りまとめた本(リスト)の ことです。

佐賀県では、県内の野生動植物の絶滅を防ぐため、絶滅の危機に瀕している野生動植物の 県内の現状を明らかにし、それらを広くお知らせし、種の保護や生息地域の保全など生物 多様性の保全のための各種対策へ活用されるよう、佐賀県版のレッドデータブック(レッ ドリスト)を作成しています。

里地里山

●集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域すべてを含む地域概念のこと。人里離れた奥山ではなく、都市域と原生的自然との間、集落の近くにあって、燃料としてのマキや山菜とり、堆肥づくりなど、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、地域住民の生活と密接に結びついた森や田んぼなどのある場所のことを指します。家庭用の燃料に石油やガス、電気が使われるようになると、雑木林に入ってマキをとる人がいなくなるなど地域の住民の里地里山へのかかわりが薄れ、それにともなって、ゴミの不法投棄が発生するなど、急速に荒れるようになりました。しかし、豊かな生態系や人と自然とのかかわりなど、その価値があらためて認識されるようになり、日本各地で里地里山を復活させる動きが活発になっています。

循環型社会

●天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会です。

生物多様性

●生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念で、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のほか、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念です。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要としています。

た行

ダイオキシン

●PCDD(ポリ塩化ジベンゾダイオキシン類)の総称。毒性が強く、ベトナム戦争で米軍が 枯葉剤として大量に散布し奇形児が誕生したことから知られるようになりました。ごみ 焼却などの際にも少量発生することが知られています。

釈菜

●孔子に感謝し、丁重にお供えをあげる儀式には、釈奠と釈菜があります。釈奠は牛・羊・豚などを供える儀式です。多久聖廟では甘酒や銀杏(棗)・栗・芹・筍の蔬菜類と雉肉(鮒)・御飯・餅などを供える釈菜が行われています。祭官には市長をはじめ、議会議長・教育長・小中学校長および副校長・熟練者などがあたり、雅楽演奏の中で厳かに執り行われます。お供えを盛る器は創建当時のものです。

中間処理量

●収集した可燃ゴミを燃やしたり、不燃ゴミを破砕・選別したりしてできるだけ小さく、 軽くして、最終処分場に埋め立てた後も環境に悪い影響を与えないようにする処理工程。 中間処理には、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別・回収して、 有効利用する役割もあり、ゴミのリサイクルや適正処理を進めるためになくてはならないプロセスです。

中山間地域

●都市部や平地以外の主として傾斜地や山林の多い地域のこと。平野の外縁部から山間地を指し、水源涵養(かんよう)など国土保全に重要な役割を担っているが、高齢化や過疎化で集落の維持が難しいなど課題も多い。2010年の国勢調査のデータによると、県面積7405平方キロの約74%を占めているが、人口で見ると約2割の居住にとどまります。

中山間地域直接支払制度

●2000 年から始まった中山間地域に対する所得補償政策で、日本初の直接支払い政策。国 土保全などの多面的機能の強化も狙いの 1 つ。2005 年に引き続き 2009 年までの 5 年間 を事業期間とする後期対策が始まりました。対象要件や対象行為はほぼ前期対策と同じ ですが、集落の将来像(集落マスタープラン)が必須要件になったほか、交付単価が基礎単 価(通常単価の 8 割)、体制整備単価、加算単価という 3 段階制に変更されました。前期対 策の活動内容だと基礎単価部分のみの交付にとどまります。体制整備単価を獲得するた めには機械の共同利用や高付加価値型の農業を追加する必要があります。さらに土地利 用調整や法人化などに取り組むと追加的な加算が行われます。06 年の交付市町村数は 1057 で、対象市町村の 92%にまで達しています。交付面積は合計で前年より約 9000 へ クタール増加の 66 万 3000 ヘクタール、その内訳は基礎単価部分 13 万 8000 ヘクタール、 体制整備単価が 52 万 5000 ヘクタールとなっています。

な行

農業集落排水

●農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ、 台所、お風呂から出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設です。公共下水 道とほぼ同じですが、集落単位で施設を整備することなどに特徴があります。

農産バイオマス

●動植物から生まれた再生可能な資源。家畜の排泄(はいせつ)物や食べ残しなどの「廃棄

物系」、林地残材や稲わらなどの「未利用」、サトウキビや米などの「資源作物」と大きく3 分類があります。植物由来は生育過程で二酸化炭素を吸収するため、地球温暖化対策に も有効とされます。

は行

ハイブリッド自動車

●ハイブリッドカーは、いくつかの動力源を組み合わせて、それぞれの利点を活かしながら低燃費と低排出を実現した環境にやさしい自動車です。ガソリンだけで走る場合より燃費が向上し、NOxやCO2、黒煙などの排出を減らすことができます。1997年にトヨタ自動車がプリウスを発売したのをきっかけに注目されました。近年、環境意識の高まりや、ガソリン価格の高騰、環境規制強化の影響などもあって、国内外で広く普及しています。また、電力を家庭用電源から取り込むことができるプラグイン・ハイブリッドカーも開発され、実用化は目前とされています。

パークアンドライド

●利用者が自宅から乗ってきた車を市街地の中心部や駅周辺の駐車場に停めて、バスや電車などの公共交通機関への乗り継ぎや自転車利用を促す仕組みです。自家用車の市街地への乗り入れを規制して、都市の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素 (CO2) や大気汚染物質の排出による環境の悪化を防ぎます。1980年代にドイツのフライブルグ市で導入されたのをきっかけとして、世界中に広がりました。日本では、金沢市や広島市などで試行されたのを皮切りに、東京、大阪、名古屋、京都など多くの都市で実施されています。また、マイカーの使用自粛を呼びかける運動や、レンタサイクルや電気自動車などと組み合わせて行っている地域もあります。

微小粒子状物質(PM2.5)

●大気中に浮遊している 2.5 µ m 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質よりも小さな粒子です。

PM2.5 は小さいため (髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

浮遊粒子状物質

●大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつです。環境基本法(1993)に基づいて定められる環境基準では、粒径 10μm 以下のものと定義しています。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがあり、粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。



市旗

市の力強く発展する姿を象徴 する市のかえでと、市の花うめ を図案化したもので、昭和49 年(1974)年5月に定められ ました。



市章

漢字で「多久」を表記し、市の大同団結と飛躍を象徴したもので、昭和29年(1954)年11月に決定しました。



市の花

自然の美しい多久市を象徴するうめは、市制施行20周年を 記念して市の花に制定されま した。



市の木

初夏には新緑の葉がまぶしく、秋になると紅葉をはじめるかえでは、市の花うめとともに市制20周年を記念して、市の木に制定されました。

多久市環境基本計画

発 行: 平成 26 年 3 月

発行元:多久市 市民生活課

〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1

TEL 0952-75-6117 (直通)

FAX 0952 - 75 - 2182

e-mail: seikatsukankyo@city.taku.lg.jp